第六編　近　代

第一章　明治維新

一　維新の推進と坂本龍馬

由来、薩摩藩は、将軍家茂に入内した天璋門院の縁戚ということもあり、朝廷と幕府の両存を図る公武合体論を進めてきたのであるが、やがて討幕に転じた。

慶応元年（一八六八）四月、幕府が第二次長州征伐を決定すると、当時京都にあった西郷隆盛は藩論を定めようとして、坂本龍馬とともに帰鹿したが、翌二年一月、長州との盟約が結ばれた。幕吏に襲われた坂本龍馬が、妻お龍とともに西郷にすすめられて、塩浸温泉に治療のために滞在したのは、この年三月のことである。この時のいきさつを、司馬遼太郎の「竜馬がゆく―怒濤篇」から抽出しよう。

西郷のいう「傷にきく温泉」とは、霧島山の山ふところにかこまれた塩浸温泉のことで、

「薩摩者で傷をした者は、医者どんにはかかり申さん。塩浸に行きもさ」

といった。

西郷はさらに、塩浸とは、山深い渓流のほとりに湯が湧き出ていて、あたりの景色も桃源境のようだ、といった。

「ぜひ」

と、すすめた。西郷がこうも薩摩への湯治旅行をすすめたのは、竜馬を一時、風雲から隔離したかったのである。このまま世間に身を曝させていると、いつかは幕吏の網にかかってしまう。

一方、竜馬は別のことを考えていた。

新婚旅行

である。この男は、勝からそういう西洋風俗があるのをきいている。いっそのこと、風雲をそとに、鹿児島、霧島、高千穂と、おりょうを連れて新婚旅行にまわるのも一興ではないか。

そうきめた。

早速、おりょうを呼び、そのことを宣言した。なあおりょうよ、と竜馬はくすぐったそうにいうのである。

「縁結びの物見遊山だぜ」

この風俗の日本での皮切りは、この男であったといっていい。

竜馬とおりょうが京を発ったのは、慶応二年二月二十九日の夜である。

西郷らも、同行した。

かれら薩人は、薩長同盟について国もとを納得させ、かつ、革命戦への軍備をととのえるためで、この藩を京都で動かしている重要人物はことごとく京を去った。

西郷吉之助、小松帯刀、桂右衛門、この三人の重役のほかに、吉井幸輔、伊地知貞馨などもこれに従い、京に残った重要人物といえば大久保一蔵ぐらいのものであった。

長州へ帰る三吉慎蔵も同行している。慎蔵の日記の記述を借用すると、

時に薩長和解、弥よ王政復古の為尽力、兵備の手当をなすに決し、西郷・小松を初め、一と先づ帰国の事と定め、二月二十九日夜、京師立に付、坂本氏、おりょうとも同船にて、拙者（慎蔵）は馬関へ、坂本氏は鹿児島へ同行するとの事なり。

「傷によか温泉がごわす」

といって竜馬に薩藩ゆきをすすめた気持の一端に、薩長連合の月下氷人役の竜馬を鹿児島城下に連れかえって、保守派説得の一戦力として役立たしめようとしたこともあったであろう。

一行は京を去り、伏見に着き、そこから夜船で淀川をくだり、大坂に入ったのが三月一日である。大坂土佐堀の薩摩藩邸で船支度を待ち、天保山沖から薩摩汽船三邦丸に乗ったのが四日。

「瀾漫の春じゃな」

と、竜馬は甲板上から、大坂湾の沿岸の山河を染める桜を遠望していった。竜馬にとっても、その生涯における手はじめの大事業である薩長連合が成就し、しかもおりょうを得、このさき、遊覧の旅に出ようとしている。瀾漫の春であったろう。

六日の夕馬関（下関）につき、そこで長州人三吉慎蔵と別れた。

竜馬とおりょうが行った塩浸温泉とはいったいどういう土地であろう。

竜馬自身は、その温泉から故郷の姉乙女へ送っている手紙に、

実、此世の外かとおもわれるほどのめずらしき所ナリ。此所に十日計も止りあそび、谷川の流にてうお（魚）をつり、ヒストヲル（短銃）をもちて鳥をうち、などと、まことおもしろかりし。

筆者は、この稿を書くにあたってこの地に行かねばならなかった。鹿児島県の観光案内書などをみても、竜馬が「此世の外か」とおもったほどに風光明媚なはずの塩浸温泉は、その地名さえ載っていない。

やむなく新日本分県地図の鹿児島県全図をひろげて、たんねんに地名をさがしてゆくと、霧島国立公園の圏内から西南へ離れた茶色っぽい山中に、

「塩浸」

という地名がある。こんにちは町村合併で牧園町という自治体に属しているらしい。

そこで鹿児島へ出かけ、空港で出あった知人の二、三人に、

「塩浸温泉はここからどれほどあります」

ときくと、みなけげんな顔をした。そんな温泉はきいたことがない、という。

宿は、桜島がよくみえる鶴鳴館にきめ、そこへ入るなり、塩浸温泉を知っていますか、ときいたが、知らない。ずいぶん不安になっていたときに、やっと宿の若い専務がやってきて、「私は鉄砲猟にゆくので、その温泉は知っています」といってくれた。しかし行ったことはないという。「大変な山中です。いまは宿が一軒か二軒でそれも湯治宿です」云々。

坂本龍馬

竜馬が逗留したのは、塩浸温泉のなかの鶴ノ湯という湯壺である。

断崖に杣道がかかっており、その道の下、渓流の瀬に熱湯が湧いている。泉源はそこひとつしかない。

湯壺には、屋根をふいて四本柱をたてただけの小さな小屋がかかっている。

塩浸は、古い温泉ではない。

一八〇六年に猟師によって発見されたという。温泉の伝説では、足に弾傷をうけた鶴が、渓谷にとびおりてきてはこの湯に浸っていた。それを猟師がみて、鶴に効くなら人にもきくだろうと思い、自分の傷療治をこの湯でためし

てみたところ、大いに験(げん)があった。

非常な評判になり、大いに栄えた。藩ではこの温泉を藩の管理にし、その収益で藩士の子弟の教育費にしたぐらいで、竜馬が入湯した当時は、宿の数も多かった。

いまも、牧園町の公営になっており、落札で公営宿の経営者をきめている。

「ここに相違ない」

とおもわれる宿が一軒あった。なかに入って、ここが塩浸温泉ですか、ときくと、若い女が、そうです、といった。

「この温泉についていろいろたずねたいのですが」というと、われわれは何も知りませんと、宿の人々はいった。落札になっているため、いまは埼玉県の者が経営(ゆもりさん)者で、土地のことはよくわからない、というのである。

「吊橋のそばにすんでいる加留部(かるべ)という年寄りが土地では古いですから」

と、よんできてくれた。

やがて、真白な無精ひげで顔半分がうずまった頑丈そうな老人がやってきて、

「このさきの吊橋のそばでタバコ屋をひらいている加留部昌でございます」

と、名乗ってくれた。

「この湯もむかし栄えたものでしたがな」

老人の記憶では、五十年前は、宿が七軒あったという。ぜんぶ二階づくりで、七軒で二千五百人は収容できた。それがさびれたのは、

「いい傷薬ができるようになったからでしょう。ことにペニシリンからこっちは、がったりとさびれました」

明くれば慶応三年（一八六七）、薩長の盟約に対し討幕の密勅が下された（十月十四日）。薩藩は西郷を参謀として、藩主忠義みずから三邦丸に乗り込み、三〇〇〇の兵が軍艦三隻に分乗し、鹿児島を出発した。この時踊郷からの従軍は次の五人である。

春田幸蔵・平山泰介・池田武二・新納波門・大塚矢之助

しかし、将軍が進んで大政を奉還したため十二月九日、王政復古が宣せられた。そのため薩軍は無用かのようにみえたが、将軍に対する辞官納地の要求が示されると、佐幕派を刺激したため、翌慶応四年一月鳥羽伏見の戦いが起こり、薩長両藩を中心とする新政府軍との間に、いわゆる戊辰の役が始まった（慶応四年は、九月に明治元年と改元）。

この戦いで旧幕府軍を打ち破った新政府軍は、江戸へ引き揚げた慶喜を追って征討の軍を起こし、江戸に攻めくだった。しかし、既に慶喜は戦意を失って恭順の意を示し、同年四月、新政府軍は戦うことなく江戸城を接収した。しかし、会津藩をはじめ東北地方の諸藩は、なお、新政府に反抗する態度を示したので、新政府はこれを攻撃し、激戦のすえ、同年九月会津藩を降伏させて東北地方を平定した。

二　戊辰の役従軍記

この戦役に出軍した平山泰介の従軍記がある。時は明治元年九月、所は新潟県新発田市付近でのことである。

当時新発田に東征大総督府の本営があった。この日記の日付に前後したころ西郷隆盛の率いる薩摩の兵も新潟に上陸(八月十一日)しているが、これは新発田には行かず、二三里離れた松ケ崎に陣した。しかし、既に長岡城は陥落しており、九月十四日米沢に進駐(降伏後既に一〇日)、二十四日会津降伏、二十七日庄内の接収に当たった。二十九日庄内をたち、江戸経由、十月中旬、京都に行き、数日滞在(相国寺)、十一月に鹿児島帰着。ゆえに、平山の隊はこれとは行動を別にしているようであるから、さきに正規出陣した部隊に属したのであろう。以下が従軍記である。

(1)　明治元年九月朔日、晴天。今日村上と申す所ヱ差越候様先日ヨリ向遠回又相回明六ツ半時分出立ニテ差越候処此町ヨリ五、六町許モ有之候「志なの川」ト申壱里ノ渡シ有之右ヲ渡リ夫ヨリ中途ヱ滞茶呑シイタシ夫ヨリ越後ノ内柴田本城ト申所ヱ立宿イタシ夫ヨリ直ニ、三丁許ノ川渡シヲ歩渡リ夫ヨリ木崎ト申所ニテ昼飯、夫ヨリ新前橋ト申ス所ニテ立宿イタシ此所前ニ大池有之脇回松原有之夫ヨリ直ニ赤松原壱里許有之朝相通柴田ノ内真野村ト申所ヱ暮六ツ時分着イタシ一宿ノコト、今日道乗七里許差越候事

一、仝二日、雨天、今日直野村明六ツ半時分出立ニテ中途ヱ町三ケ所有之、あら浜ト申所ニテ昼食、夫ヨリ荒浜渡シト申三丁許モ相見得渡シヲ渡リ暮六ツ時分、村上町ヱ着ニテ一宿イタシ候、今日道乗九里許差越候事

一、仝三日、雨天、今日明六ツ時分村上出立ニテ柴川渡シト申ス川渡リ夫ヨリ猿澤ト申所立宿、夫ヨリ塩町ト申所ニテ昼飯夫ヨリ無間大坂有之誠ニ大雨降リニテ大儀有

之、七ツ時分武童ト申所ヱ着ニテ一宿ノコト、今日道乗五里許差越候事

一、仝四日、半天、今日武童ヨリ六ツ半時分出立ニテ九ツ時分、中村ト申所着、尤武童ヨリ中村迄道乗二里八丁許有之由、右ノ内平地少シモ無之都テ大坂、石原ニテ誠ニ大儀ノ事

一、仝五日、晴天、今日小隊長、田畑貢輔殿並監軍、東正之進殿、分隊長高山、外山源吾殿、外ニ小頭両人、川辺隊監軍壱人、小隊長、一人、小頭三、四人、右同道ニテ敵地要害見分トシテ、被差越我共儀ハ中村ニ滞在イタシ候。夜五ツ時分、右人数中村在陣迄被罷帰候夫ヨリ、九ツ時分夜回イタシ候事

一、仝六日、半天、五ツ時分迄大雨四ツ時分ヨリ相晴今日敵地見分トシテ、監軍中村嘉笑殿並半隊長西郷助八殿外ニ小頭三人川辺隊監軍一人半隊長一人、小頭三人許モ右同道ニテ出羽境当時ヨリ四里許有之候、半暁七ツ時分出立ニテ被差越七ツ時分被罷帰候。尤外ニ小隊ノ儀ハ滞在ノ事

一、仝七日　半天、今日右当村帰在ニテ無事

一、仝八日　雨天、今日右同断当夜九ツ時分夜回イタシ候事

一、仝九日　今日右同断ニテ夜九ツ時分夜回イタシ候事

一、仝十日　半天、今日九ツ時分小根占有富雄四郎殿、吉松中村健介殿、高岡落合友次殿、曾木中原次右衛門殿、大崎、伊集院関蔵殿、拙者右人数衛小隊長田畑貢殿方ヨリ御用有之差越候処、出軍先ニテ斥候役被仰は難有御請仕候。

八ツ時分中村出立ニテ七ツ時分中次ト申所ヱ着イタシ九ツ時分迄泊リ夫ヨリ当村頭扶四、五町許モ有之由宿直シイタシ候事。

当夜四ツ時分、伊集院関蔵殿田上宗一郎セキ川ト申所ヱ被差越候事

一、仝九月十一日、半天、今日暁七ツ時分当村繰出ニテ小島少シ手前中次村ヨリ、七合許ノ処、官軍ふせき場迄差越候事、岩国一小隊、福知山一小隊、我隊一小隊、加治木金砲隊二丁、右同道張出相成候事。七ツ時分せき川出張者両人罷帰ラレ候。

備考

岩国隊（周防国）福知山隊（丹波）此ノ二小隊会イ此ノ一戦ニ落合イ僚軍ノ故力ヲ合セタルモノナリ。

一、当夜右隊一分隊ツツ相残リ其外之儀者総テ引取相成

候。隊彼処ニ繰出相成五ツ時分小島ト申宿エ繰込ミ五ツ時分第二戦争相始リ大金（黄昏ノ誤ナランカ）時分引取相成夕晩迄我隊被仰付候当日戦死山野白石清之丞手負かの屋竹下五兵衛殿、加治木大砲隊戦死一人、福知山手負一人、右之通当戦死手負有之事

一、仝十三日、雨天、今日右せき場エ五ツ時分交替イタシ夜五ツ時分又々交替ニテ中村陣地迄引取イタシ候事

一、仝十四日、雨天、今日九ツ時分賊兵官軍せき場エ斥候トシテ押越候処直ニ官軍方ヨリ砲発打掛候。賊兵一人即死相見得手負両三人相見エ直ニ遁去候事

一、仝十月八日、雨天、今日ヒウチ銃袖壱枚右同壱牧右朝廷ヨリ頂戴被仰付候事

一、仝九日、半天、今日五ツ時分、於城内打玉有之四ツ時分罷帰リ八ツ時分ヨリ田上宗一郎殿川崎郁助殿宿陣エ差越候所中原次右衛門殿、中村健助殿、村上藩高岡鎔殿、長谷川金之助殿、宮川金之烝殿右同道大さんくわいいたし夜五ツ時分ヨリ右人数同道ニテ彼座式（敷）エセンベ多クツミ立ソレヲタベテ楽イタシ四ツ時分罷飯候事

一、仝十日、雨天、無事

一、仝十一日、雨天、今は四ツ時分ヨリ城内ニ於テ調練稽古九ツ時分罷帰事

備考

後信州地方ヲ回リ善光寺ヘ参詣、十二月二十八日江戸ニ到ル。

一、明治二年正月二十日、晴天、今日芝居見物トシテ田上宗一郎ト右同道ニテ五ツ時分両国橋迄出張、六ツ時分罷帰

今日川辺隊一番兵隊一小隊岩川隊一小隊一小隊加治木大砲隊右半隊帰国ノ御暇、九ツ時分被仰出候事

備考

其後一列東海道中

一、仝正月二十三日、雨天、今月九ツ時分東京出立ニテ七ツ時分品川宿ヘ差致シ青屋衆一郎エ前田休左エ門殿組同列七人夫卒一人宿之事

道中二里。

備考

二月十五日、大阪川口ヨリ乗船

一、仝二月十八日、半天、今日九ツ時分前之浜エ着イタシ。八ツ時分、上陸七ツ時分ヨリ、南天寺ノ内八番寮ヘ我隊同宿ノ事、御賄御着屋ヨリ被成候。拙者儀六ツ時分問屋下り候事

一、仝二十日、雨天、今日森孫左エ門殿、森直次郎殿、平

山正一殿、津曲新左ヱ門殿、村回ノ次兵衛、下人ノ牛太郎同道、七ツ時分、むかひとして出府有之事。

〔参考〕この部隊の編成表

全隊ハ六組ニ分タレ其ノ人名住所左ノ通り。

小隊長田畑貢輔半隊長西郷助八、監軍東正之進、右同中村嘉笑、分隊長（高岡）外山源吾、教導（高岡）神崎二十右ヱ門、小頭（高原）丸山十郎左ヱ門、小頭（穆佐）前田休左ヱ門右同（加久藤）西田市左ヱ門右同（栗野）時任宗之丞右同（末吉）川添陸左ヱ門（住所ナキハ鹿児島ナラン）

田畑貢輔組（小根占）有富雄四郎。（大根占）神川彦十郎（佐多）真崎彦十郎。（田代）岩下伴次郎。右同村田源七。右同佐伯積蔵。右同向江真治（栗野）川地次郎左ヱ門（小林）永野早之亟（高岡）別府清太郎。（高岡）落合与藤次。（高城）新穂積蔵。

外山源吾組（飯野）肥田木弥左ヱ門、右同横山助太夫右同松田市左ヱ門。右同山形直之亟　串良小原直次郎、右同野村東左ヱ門（福山）篠原善左ヱ門。右同松下織之助（綾）石尾長左ヱ門右同野村十右ヱ門（高岡）大野方助　右同岩崎伝左ヱ門。（百引）竹井彦六（高岡）三石善蔵。右同井口長右ヱ門。右同柚木崎甚兵衛（鹿屋）前田佐ヱ門「右同戦死竹下五兵衛」

丸山十郎左ヱ門組（高山）安庭八郎左ヱ門（小林）高岩弥六。（高山）柿元伊右ヱ門。（大崎）上床慶一郎。右同、伊集院関蔵。（湯之尾）田上宗一郎（馬越）川崎郁助。（曾木）中原次右ヱ門。（末吉）落合熊五郎。（高崎）永友鏡寿院（高原）永田円森院（野尻）川村弥一郎。

前田休左ヱ門組（勝岡）二宮渡右ヱ門（穆佐）山口源治（高城）税所彦作。（倉岡）緒方吉左ヱ門（本城）市来英一郎。（溝辺）宗像蔵右ヱ門。（横川）月野木七左ヱ門。（踊）平山泰介。（馬関田）宇都源之亟（吉田）浜崎七郎太（加久藤）、奥郷左ヱ門。（山野）戦死、白石清之亟。（吉松）中村健介。（栗野）池田次左ヱ門（勝岡）草苗栽右ヱ門（高隈）鮫島吉左ヱ門。川添陸左ヱ門（内ノ陣）前田振之助。（財部）瀬戸口伝四郎。（右同）小島良吉（右同）吉井嘉七郎（末吉）黒原七郎（右同）平田源太左ヱ門。（右同）堀熊助（右同）入部市十郎。

西田市左ヱ門組（志布志）長谷直十郎。（右同）石川軍介（右同）若松二之助（松山）川野仙左ヱ門。（敷根）指宿藤之進（嬬嬬郡）小川嘉平次（右同）本田与藤太（日当山）古川八郎左ヱ門。松下祐治。野村八郎兵衛、藤元源太郎。益山龍兵衛。日高彦五郎。井畦嘉右ヱ門。永井助八郎。

備考。以上住所ナシ。大ロナランヤ。

合計　九十五人。内小頭十人。監軍二人。戦兵八十人。楽隊三人。

備考

尚小隊長、半隊長、監軍等、将校資格者ハ全員鹿児島城下士デアッタ。

従軍手当金

一、銀三両　右十月二十日越後村上ニ於テ被下候事

一、フランケット　壱枚　右十月二十八日右同所同断

一、ゴロンバッチ　壱枚　右十一月二日於同所同断

一、ダシャシクハンハ　壱枚

備考

『ダシャシクハンハ』ハ黒地厚織物陣羽織仕立、裏小紋片付原織物、雨露凌キ用ニモチフルモノナリ

一、ヒウチ銃袖　壱枚　右十一月一日於右同所同断

一、フランス銃袖　壱枚　右十二月四日於同所被成下候事

一、一両札　五枚　右十二月四日於同所被成下候事

一、ゴロバチ　壱枚　右十二月四日於同所被成下候事

一、金札　三両　右已正月九日東京ニテ被成下候事

一、金一両札二分　右一行正月二十日程ヶ谷ニテ相受取候事

一、金札十四両壱分三百文、右一行正月二十二日仕舞銀トシテ被成下候事

一、同　二十両一分　右一行已三月十四日於大阪仕舞料トシテ被成下候事

一、金八両ト銭二貫四百文、右一行已三月被召下候ニ付牛山井畔喜右ヱ門方ヨリ被差遣候事

右ニ依レハ金、銀合セ五十四両四分、銭二貫七百文外ニ諸品六点

一、二年正月二十三日東京出発一列東海道中昼飯ト草鞋其外自己用品ハ各兵員ノ自弁。朝夕二回食費ト大

阪ヨリ鹿児島迄ノ乗船賃ハ藩費支弁ト思ワレル。

註　帰国後藩庁カラ米四石給与ガアッタ。之ヲ金禄公債ニ替エ百二十五円デアッタ。

（以下省略）

平山泰介の凱旋は明治二年（一八六九）の二月になってからである。その時には踊郷から森良春・森直二郎・平山正一・津曲新左ヱ門の諸氏、村廻りの次兵衛、下人の牛太郎など、わざわざ本府（鹿児島）まで出迎えに出ている。こうして戊辰の役の無事な結着をみた段階で、既に東京へ遷都、諸藩は版籍を奉還し、国民は公地公民としての自由を保障されている段階にある。

第二章　戸長制

一　踊の常備隊

常備隊　薩藩の内政改革の一方便として、それまで設置されていた藩の知政所の変革を行った。そのために新職制を明治二年六月に設けた。

それまで一〇〇余りの諸郷は地頭の下に曖（あつかい）、組頭（くみがしら）、横目（よこめ）といった民政の色合いの強い制度であった。これを常備隊様式の軍政に改めた。地頭とそれを補佐する副役の下に小隊長、分隊長、半隊長の三官をおいた。任期は二年で、ところによっては選挙制もとっていたらしい。

一郷一小隊（約九〇人）が普通であったが、大郷は五小隊もある所があり、小郷は一分隊にとどまるという不ぞろいであった。訓練は英式を採用したが、これはのちに日本陸軍の歩兵操典のもとになった。隊員は一八歳から三五歳まで。

踊郷常備隊　踊郷においても明治二年六月ころ設置されたと思われる。ここでは半小隊（約三〇人）の編成で、隊長は永田与右ェ門、分隊長は平山泰介であった。小頭は津曲兼治・山口兼光の二人。踊郷での調練方法はフランス式をとり（平山泰介事績）、使用兵器はミニヘール銃裏込め式で、火道はヒス打ち仕組みといわれる。

服装は「平常は筒袖に細ばかま、ただし色彩は自由」とある。武器も自前で買い、弾薬も分隊ごとに製造し半農半兵の郷士兵であった。調練日は毎月一日、五日、十日、十五日、二十日、二十五日の六日間の定めで、場所は最初は宿窪田正福寺後方カクンダン（茶碓城跡）であったが、同所は実弾射撃が民家に危険であるのと場所が狭すぎるため、更に字田原西方に土地を選んで整地した。

一方、行政の方も隊長がその頂点に立ち、全くの軍政でこれは明治五年まで続いた。なお、同隊では軍楽方として山崎六郎（太鼓）・池田壮一（笛）・堀口休之丞（ラッパ）の三人が選ばれ、鹿児島の御馬屋（今の県庁後方）で講習があり、大隊調練は鹿児島練兵場（今の県

庁)で行われた。牧園からは合計三〇人が出張している。

明治四年九月十五日、吉野原頭で諸郷の全常備隊一万三〇〇〇人を集めて一〇個大隊を編成し空前の合同調練が行われた。その時の一番大隊の指揮官は踊の平山泰介だったという。伝記に、「一番大隊はことさら見物人の注目するところにして隊伍堂々他の大隊にまされり」とある。

小郷の牧園から大隊指揮官を出すとは意外だが、これは最初郡長の梁瀬善左ヱ門が決まっていたが、彼にはその能力も経験もなく国分に代わってもらうよう頼んだが、前から梁瀬の評判が悪かったので困らせぶりにこれを断った。困りはてて平山泰介に頭を下げて代わってもらった次第。後で国分の二才連中は「牧園の如き小郷に引率され指揮されるとは何事か」と幹部は突き上げを食ったといわれている。

踊調練人数名付帳

明治五年申八月八日　持松居住平山藤兵衛

半隊長　永田　与右衛門
分隊長　平　山　泰　介
小　頭　手　島　藤　助
右　同　春　田　幸　蔵
右　同　津　曲　新大夫
調役助　山口　直左衛門
半隊兵士　平山源七郎　早水四郎助　春田　栄七
永田　定介　池田市郎左衛門　山口直市郎
松元　研治　森　直次　大平祐左衛門
小谷吉太郎　種子田雄介　前田　十郎
宮田　馮輔　富田次左衛門　松下輔右衛門
山口　次郎左衛門　田島　次郎左衛門
池田徳兵衛　平山　正市
太　鼓　山崎　六郎
笛　役　松下　壮一
喇叭役　十河伝兵衛
予備隊兵士　津曲新左衛門　重久矢九郎　森　四郎次
種子田次郎太　湯前四郎右衛門　渕脇　市次
福永　伊右衛門　前田　覚左衛門
井手上長右衛門
三躰堂村居住
大塚矢之助　鎌倉熊次郎　永野　正市
上井常次郎　前田善右衛門　城口助之亟
市来長次郎　川畑善兵衛　大山　〇〇

原田源左衛門　○○　栄助　市来巽市郎

万膳村居住

木佐貫七太郎　木佐貫新右衛門

岩城伸八郎　木佐貫権之亟　唐仁原七次

池田金次郎　岩城　彦七　池田仲右衛門

嘉茂　半七　宮原矢之助　池田清次郎

芦谷原居住

山口源太郎　山口源四郎　隈元栄之進

隈元市郎次

中津川村居住

木佐貫源太夫　高木　強助　田島十次郎

田島嘉平次　田島次右衛門　末原孝右衛門

田島　源八

上中津川居住

野間口十左衛門　寺田　龍助　立山宗之亟

野間口源八　中村善右衛門　大当庄太郎

竹下金太郎

持松村居住

平山藤兵衛　広瀬清太郎　木佐貫利左衛門

池上源次郎　満田郷太郎　徳田市之進

小原木二左衛門　岩下利三太　厚地伝左衛門

萩原嘉平次　有馬武太夫　岩山　新作

高橋万左衛門　天辰孝右衛門　松下源市郎

（九三名）

二戸長制

廃藩置県　明治二年（一八六九）の版籍奉還によって、形のうえでは中央集権の体制は強化されたが、実際にはその効果はあまり上がらなかった。そのうえ藩同士の対立や新政府への反抗的な風潮も次第に現れてきたので、政府は藩の廃止を計画した。まず、薩摩・長州・土佐の三藩から御親兵として一万の兵力を東京に集めて変革に備え、明治四年（一八七一）七月十四日、廃藩置県の詔を発して、一挙に藩を廃して県を設置した。

そして、これまでの知藩事をやめさせて東京に住まわせ、代わりに新しく政府の官吏を派遣して県知事に任命した。廃藩置県当初は全国には三府三〇二県がおかれたが、その後大幅な分離統合を行って、同年十一月二十二日には三府七二県となり、その後も次第に統合されて明

治二十一年（一八八八）には三府四三県となった。

薩摩・大隅・日向の三国には、初め鹿児島・飫肥・佐土原・高鍋・延岡・人吉・日田の七県があったが、明治四年（一八七一）十一月十四日、これを廃して、新たに鹿児島・美々津・都城の三県がおかれた。

この時踊郷は都城県に属した。明治六年一月十五日、都城・美々津の両県は廃止され、新たに宮崎県がおかれたので大隅国一円は鹿児島県に編入された。その後一時は宮崎県全体が廃止され、日向まで鹿児島県に編入されたが、明治十六年五月九日、現状のように改編された。

そのころ新湯の所属についてちょっとした紛争が起こった。この問題解決の鍵となった縄入帳は中津川の名物男といわれた迫金次郎の提供したものであるという。

当時問題の実相を明らかにするために来村した鹿児島県知事（渡辺千秋）が到着する日、到着日時の行き違いから、役場の出迎えが全然なかった。折よく聞きつけた迫氏は、知事が和気公の遺跡に到着したところに、やせ馬にむち打って駆けつけ、逐一を説明した。この時書かれた渡辺知事の揮毫が、今もゆかりの某家に所蔵されている。

藩	明治4 11.14	6 1.15	9 8.21	16 5.9
鹿児島	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県
飫肥	都城県	日向は		宮崎県
高鍋 佐土原	美々津県	宮崎県		

戸長制

明治四年の廃藩置県に伴い、同年暮れから翌年二月にかけて諸郷の常備隊を解散し、郷村行政組織の改編が行われた。すなわち、諸郷に郡制をしいて、ほぼ一〇郷ぐらいを管理する郡治所をおき、それに郡長（地頭に当たる）・副長、里正・副正、戸長・戸長助を置いた。踊（牧園）の郡長には、国分・清水・敷根・襲山の各郷と一緒に国分の梁瀬善左ヱ門が任命された。

明治の新政府は全国の人口を調べるために戸籍の編製を必要とした。そこで、戸籍の長として戸長をおき（一郷に数人、士族平民別々）、新しい戸籍をつくり（明治五年＝一八七二＝壬申戸籍という）、番号をつけて何番号と呼ぶようにした。同年九月には地方を大区、小区と呼ぶようになり（普通郷を大区、村を小区とする）、郡

長を大区戸長に、副長、里正・副正を大区副戸長に、戸長はそのまま、戸長助を副戸長と改めたが、更に翌六年、大区ごとに戸長役所をおき、郡治所・大区戸長を廃して、県下六か所に支庁がおかれた。次のとおりで、踊は加治木支庁の管内に入った。

第一支庁　加治木　　第二支庁　隈之城
第三支庁　垂水　　第四支庁　知覧
第五支庁　種子島　　第六支庁　大島

その身分はいまだ官吏に準ずるものではなく、給与その他の経費はことごとく民費をもって賄っていたが、七年三月、初めて郡長五〇石、副長三〇石、里正五五石、副正九石、戸長五石、戸長助四石が決められた。

明治十二年（一八七九）二月十七日の調べによると、踊（牧園）は第六十四大区であり、その中に第一小区から第六小区まであることになっている。つまり、踊郷が大区であり、宿窪田・三体堂・万膳・上中津川・下中津川・持松の六村が小区をなしていたわけである。

踊郷地頭郡長（平山泰介事績から）

一、慶応三年（一八六七）　地頭　石神万兵衛
一、慶応四年（一八六八）　〃　菱刈麦之助
一、明治二年（一八六九）　〃　椎原権兵衛（後の国幹）
一、明治三年（一八七〇）　〃　肝付郷右ェ門
一、明治五年（一八七二）　郡長　築瀬善左ェ門

踊郷役職氏名

1　明治八・九年の頃（一八七五・六）（村誌から）

戸　長　平山泰介　山口直左ェ門　森　良邦
副戸長　松下登郷右ェ門（上中津川）　早水登左ェ門
（宿窪田）　種子田十兵衛（万膳）　春田幸蔵
（三体堂）　有馬栄之助（持松）　池田　武二
（下中津川）
戸長寄　小谷吉太郎　永田
地租改正方　永田与右ェ門　津曲兼治　山口兼光

第三章　諸制度の改革と廃仏毀釈

一　諸制度の改革

明治新政府は旧制度を打破するためにいろいろな改革を実行したが、次にその主たるものを列記してみよう。

軍制　政府の強化のため、これまでの諸藩士を中心とした軍隊に代わって徴兵制による国民を基礎とした近代的な軍隊をつくりあげる必要があった。この方針は長州の大村益次郎によって計画され、彼が明治二年（一八六九）に暗殺されたのちは、同じ長州出身の山県有朋を中心に具体化された。明治五年（一八七二）三月には御親兵を近衛兵と改め、同年十一月には徴兵の詔を発し、翌六年一月には徴兵令を公布して、士族・平民の別なく満二〇歳に達した男子を兵役に服させるという新しい軍制をうちたてた。しかし、この徴兵令は戸主・嫡子・官吏・学生など大幅な免役の規定があって、当初の目的の国民皆兵の実はあがらなかった。そこで、その後いくどか改正を加えて、免役規定を縮小して国民皆兵の義務を強化した。

初めのころは、徴兵令に対して、士族は武士の特権を奪うものとして反対し、平民は税負担を重くするものと反対して各地に暴動も起こったが、次第に軌道にのり、軍国日本の支柱となって、昭和二十年（一九四五）の敗戦まで続いた。

身分制度の撤廃　政府は版籍奉還に際して封建的な身分制度を大幅に整理した。まず、大名と上級公家を華族とし、一般武士を士族として、封建的な主従関係をいちおうなくした。同時に農工商民を平民とするとともに、賤民の呼称も廃止してすべて平民に編入した。平民も苗字をつけることを許され、華族・士族と平民との結婚もできるようになり、また、移転や職業選択の自由も認められた。

こうしていわゆる四民平等の世の中となったが、こんどは士農工商にかわって、華族・士族・平民が身分をあらわすようなものとなり、国民をしばりつけた。特に明治十七年（一八八四）には華族令が公布され、爵位が制

定されて公・侯・伯・子・男の五爵とし世襲制とした。華族は特権的身分になったのである。戸籍などにも華族・士族・平民の別を書く欄があり、士族は平民を一等下の身分として軽視する風潮があった。戸籍から平民の呼称が抹消されたのは昭和十三年であったが、華族・士族はそのままであった。これらの族称が全面的に廃止されるのは昭和二十二年になってからである。

秩禄処分　士農工商の撤廃によって武士のいろいろな特権もなくなったが、最大の特権である俸禄の支給は依然として行われ、その総額は国家財政の約三〇パーセントを占める大きさであった。そこで政府はこの整理、いわゆる秩禄処分に着手し、これを公債に代える方針をすすめた。まず、明治六年（一八七三）、公債及び現金と引き換えに自発的な俸禄の奉還を行わせ、次いで、同八年にはこれまで現米で支給していた奉禄を貨幣で支給することとした。更に、翌年、家禄制度を全廃し、金禄公債証書を交付して俸禄の支給を打ち切ることとなった（公債の交付を受けた人数は約三一万三〇〇〇人、公債総額一億七三〇〇万円、一人平均にすると、華族が六四〇〇円余だったのに対し、士族は四六〇円であった。なお、当時の米価は一石約五円であった）。

本県における秩禄処分は、全国と比べるとややその進度をおそくしている。これは、西南戦争前の県政の実権が中級・下級の士族に握られ、その方向は専らこれら士族の特権の維持に向けられ、士族の特権をなくそうとする中央政府の政策に抵抗したからである。しかし、少しずつではあったが、士族の身分は変革され、秩禄も処分されて、西南戦争後明治十一年（一八七八）からは金禄公債証書も交付された。

秩禄処分によって、経済上の特権を失った士族は、農業を始めたり、公債をもとでに商売を始めたりしたが、いわゆる「武士の商法」で多くは失敗し、生活に困るようになった。こうして、士族たちの間には政府に不満を抱くものが多くなり、士族の反乱、自由民権運動に走る者も現れた。これに対し、政府はこれら士族の救済、いわゆる士族授産に力を注いだ。特に西南戦争後はこの士族授産が政府の重要な課題となった。

本県においても、各種の士族授産の事業が起こされ、鹿児島授産場・蚕糸講習所・農事社・産馬会社、そのほか開墾・養蚕・棉・糖業・塩田などの諸事業が行われ

た。

一般制限の撤廃

(1)　往来の自由

明治五年（一八七二）九月、出水・野間崎その他の番所が廃止され、永い間厳重な制限の下にあった薩隅の地と他地方との往来がここに初めて自由となった。同年十月には、従来藩主や諸郷の私領主たちのためのものであった漁猟区域が解禁されて諸人に開放された。

(2)　公定価格の廃止

従来米・酒その他の日用品については公定価格が設定されていたが、明治六年（一八七三）十二月「物の値段は、不作・豊作、品質の優劣により上がり下がりがあるのは当然で、それを一定の値段に据えおくのは、かえって、商品の流通を妨げ、人々の不自由を招く原因になる」との理由で、公定価格を廃止し、以後適当な値段で売買してもよいとした。しかし、不当に高い値で売った者には相当の処分があった。

(3)　真宗の解禁

藩政時代、薩藩は厳しい真宗禁制を行ったが、明治になって信仰の自由も認められた。そこで、本県においても真宗解禁の気運が出てきた。明治九年（一八七六）八月、宮崎県が鹿児島県に併合されたが、これが一挙に多年の禁制を解除せしむる契機となった。すなわち、日向の地方では旧藩以来真宗の信仰は自由であった。今一つの県となっては、一方の日向にのみ真宗信仰を許し、他方の薩・隅は依然禁制を続けるというのは不合理となったのである。そこで同年九月布告がでて、真宗の禁制は完全に解除されたのである。

学制

島津重豪藩主のころ創設された造士館は、明治元年三月から五月にかけて開成所を合併、館内に和学（後に国学と改称）、漢学、洋学の三学局がおかれたが、同四年一月、洋学局を廃し、その跡に本学校を建て、また、もと島津隼人の屋敷内に小学第一校を、生産方隣に小学第二校を建て、城下士の子弟のうち八歳から一八歳のもの、定員四〇〇人を収容することとなった。これは翌五年八月発布の学制にも準じたものである。

これに準じて、踊郷でも明治四年二月、時の年寄津曲市兵衛・松下恕輔らが発起人となり、国分より池田武左衛門を迎え、昼児童、夜青年を対象として、その役宅

（今の農協倉庫の辺り、締方地方巡回使の住宅に充てられたもの）で、大学、中庸、論語、孟子、五経、国史略、左伝、史記などの初歩を教授して踊郷の正則学校とした。明治五年八月に頒布された学制は、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す」という趣旨で、学区を定め、就学義務を課するものであった。約一年を経過して真福院に移転（今の老人福祉センターの辺り）、校名も文武館と改めたが、後に時の地頭高田平次郎はこれを学館と称した。

しかし、これとは別に、都城県では県官池袋伝が、厚地某とともに正則学校設立の準備をととのえ、仮屋跡地に学校を建てて都城県第廿五郷校と称した。

明治六年のことである。そのころの指導者は、

漢学＝荒竹馮輔・春田斉・池田武左ヱ門　同兼算術＝松元研治・森　市介　習字＝種子田雄介・松下恕輔

らであったが、明治七年、第廿七郷校と改称、八年の正則教授法の講習を経て、翌九年春、正則教授法が採用された。

都城県はのち鹿児島県の管轄となったため、第四十六郷校と改称され、次いで牧園小学校と改称された。

二　廃仏毀釈

維新そもそもの原動力となった討幕の密勅を受けて西郷隆盛はその御請書を朝廷に提出した。その書面に「当節容易ならざる御危急の砌、皇国のため、忌諱を顧みさせられず、御内々御尽力確定　云々」と記しているが、文中「皇国」という文字に、西郷隆盛全集には、「天皇が統治する国という意味で、わが国の異称である。」と注を施している。

「皇国のため」に尽くしたいというこの一語は、幕末志士たちの一貫した願いであり、そのためには天皇親政の大宝律令の昔に復するという、いわゆる復古を目標とした。大宝律令は唐の律令を模したものであったが、政治の中心官庁である太政官より上位の官庁として神祇官がおかれていた。この趣旨を受けて、慶応三年（一八六七）十一月十七日には律令の昔にかえる旨が示され、翌年三月には神祇官が復興され、つづいて三月十七日、神仏分離の方針が公示された。神前の祭祀には仏式を排除すること、神社をとりまく一切の仏像、仏具を取り払う

ことが示達され、菩薩・権現などという仏式の名称を一切排除するようにというのが神仏分離令である。

しかし、復古を主張し、皇国を説く、いわゆる平田派や儒者たちの中には外来を排し、仏教を撲滅しようという過激な傾向も強かったため、水戸や薩摩はそのあおりを受けたようである。

元来江戸時代の仏寺は信仰よりも人民の統制の一機関にすぎなかった。寺請制度がこれである。人民は必ず仏寺の檀家にならねばならぬ。寺院はおのれの檀家の一人であることを証明し、そして、切支丹宗徒ではないということを証明をしてもらうために宗門の祖師忌、盆、彼岸、先祖の命日には必ず菩提寺に参ること、葬式や仏事は菩提寺で行うべきこと、菩提寺の伽藍修復、新築、仏像の修理などには身分相応の喜捨をつとむべきことが、元禄四年（一六九一）、宗門檀那請合之掟以来行われてきたことであった。しかし、これはいわば人民統制の手段の役割であるから、一種の権力者であった。「猫、馬鹿、坊主」の語はこの種の不労所得者を誹謗（ひぼう）したことばであった。したがって、こうした武家政治の片棒となることをきらう寺院もあり、自然に衰退したものもあった。こうしてこのころ脱落衰退した寺院も多かった。

一方、石見浜田藩で、既に天保十年（一八三九）に口上覚えが提出されたように、神職で神道の遺法により葬祭ができなかった矛盾も指摘されていた。

薩藩でも神社の体裁をととのえるとともに、お寺の中でも神社として祭るにふさわしいものはお寺でも神社としてお祭りするという方法がとられた。ことに従来藩の方針として禅宗を基幹として進められていた宗学の方針により繁栄していた薩藩内の禅寺は、皇国意識の盛んになるにつれて藩の支持も減退し、各郷ともまず衰退し廃寺となるものが多かった。その後、外来思想排除の形勢が進むにつれて廃仏の方向に進んだので、洋学の盛んになるにつれて、旧来の仏教はますます関心を失い、政府は神仏分離の施策を取らざるを得ない趨（すう）勢であった。明治になって約二〇年は、とうとうたる欧米心酔の勢いからも、仏教は一般に顧みられないままに仏寺は放棄され、伝統ある寺院も衰滅の一途をたどったのである。

しかし、この後、内外多事のうちに王政復古を迎え、神仏分離は維新政府の重要政策として、慶応三年十一月十一日の太政官通達によって神仏分離の方針が、翌四年

神社調布告（都城県庁）

閏四月に、家老座から神社奉行に達せられ、広く藩内の各寺各社に達せられた。こうして神社にあった木像、仏典は焼却され、神社に奉仕していた僧形は復飾が進められた。とともに、先に述べたようないきさつによって、薩藩では神仏分離に一歩を進めて、廃仏毀釈の形をとることとなった。

すなわち、神宮寺は統廃合されて、統廃合された寺院でも、仏像は一体一体を限りとし、寺領があれば藩に没収し、一寺につき二人分、一人一日米五合だけが代わりに給せられることとなった。この制限された収入の道では、到底生活が不可能であるところから、一般寺院の僧侶の還俗するものも多く、事は案外平穏のうちに進められた。

別当寺に多かった両部修験道については、同じ慶応四年十月、京都三宝院から、余儀なきものは、速やかに復飾、神勤すべしと達せられた（『川辺村郷土史』）ため、そのまま復飾、社家となったものが多かった。

寺院住僧も、その実意に任せて還俗を許し、還俗又は廃寺の僧侶の老身、病身のため托鉢かなわざるものは一世養料を給すること、改宗も自由たるべきことを定め、加世田の日新寺・常潤院・浄福寺、伊作の多宝寺・西福寺など藩主の菩提寺を除いて修理は一切寺持ちとし、廃寺の建具、家財、竹木類の処分についても方法が講じられた。

翌明治二年三月、藩主忠義夫人の逝去に際し、神式の葬儀が営まれたことによって、いっそう徹底される方向に進み、やがて城内にあった護摩所も取り除かれ、その六月には歴代藩主の霊位は、菩提寺福昌寺から城内の神社に移された。一般士庶も中元、盂蘭盆会など一切の仏式の行事を取りやめ、仲春、仲冬（三月四日、十一月中の卯の日）に、祖先の祭祀を執り行うように達せられ

た。

その十一月には、島津家ゆかりの一乗院、福昌寺などの大寺名刹も廃止されることとなり、着々実施された。それは想像されるように、ただ、興奮に燃えた一時的の暴挙ではなかったことは注目されてよかろう。そして、この廃仏毀釈によって特に困窮を来した人はなく、多くは他の方面で活動したし、また、本寺、本山に訴えてこれを阻止しようとした例もなく、藩はこれによって相当の旧寺領を収め、梵鐘、仏具、仏像などを鋳つぶして兵器、通貨を製造して経済的に得るところも多かった。ただ、文化的にみて貴重な史料、美術上得難い秀作を散逸したのであった。

この大事業を完遂するためには、寺院取調べにも挺身した後醍院真柱は、慶応二年九月十七日、仏法僧侶の非を難じ、由緒なき寺院の整理と神道の宣揚を告げた祭文を霧島の神の宝前にささげ、この挙は容易ならざる大事業であるから、神明昼夜の守護を仰ぎたいとの決心を述べている。

その後、仏寺の撤収を進める一方、神道の宣揚に努力し、明治三年二月には、鹿児島藩布告として「敬神説略」を出版、同年三月、鹿児島藩国学局板（版）により「神習い草」が、戸ごとに頒布されたのは、こうした心遣いの表れということができよう。

この大方針が踊に示されたのは翌年四月、次のような回文によってであった。

別紙の通り太政官仰せ出でられしに従い、ご家老ご添書をもって細々（こまごま）渡され候あいだ、謹しんで承知したてまつり、ご箇条書にもとづき早々取調べ一帳をもって、何分申し出づべく候。さ候ふて鰐口（わに）等これある神社は早々とりおろし、社人宰領にて大宮司役所へさしださるべく候

一　権現号又は大明神号　この節相改めらるべく候間、諸社の額字勅書又は上様方御筆も候はば御名相記し早々申しいづべく候

一　仏具仏像その他梵鐘等これあり候はば早々除き届け申し出づべく候

その外の儀はご本文にもとづき心得ちがいこれなき様社家中へ申し渡すべく、左候ふて、この書付郷頭に相廻し留より来月十五日かぎり、役所へ返納これあるべく候

以上

辰潤四月　　大宮司役所

重富より踊まで

諸所中
役人中

この時機に、「妙見神社」が「イザナギ神社」に、三角堂が「霧島神社」に改称され、各神社にあった仏像、仏具が廃棄され、小仏堂の廃止、整理が進められ神社としての体制が整備されたものと思われる。

第四章　西南戦争

一　私学校

征韓論に敗れて帰国した西郷隆盛は武の邸に落ち着いて本当にくつろいだ。この時に詠じた詩は次のようである。

我家松籟塵縁を洗ふ
満身清風身仙ならんと欲す
あやまつて京華名利の客となり
この声聞かざることすでに三年

これが西郷のいつわらざる感慨であった。西郷に従って帰県した青年子弟を教育指導して、一定の方向を与え、将来に備えようと、明治七年（一八七四）私学校が建てられた。場所は現在の県庁北側で西郷の書いた次の綱領がその本旨であった。

一、道を同うし義相協うを以て暗に聚合せり故に此理を益研究して、道義にあえば一身を顧りみず、必ず踏み行なうべき事
一、王を遵び、民を憐むは学問の本旨、然れば此天理を極め、人民の義務に臨みては一向難にあたり一同の義相立つべき事

指導者には桐野利秋・篠原国幹・村田新八らが当たり、戊辰戦役戦没者を祭り、妙円寺もうでを行うなどして精神修養につとめ、学校というよりも、団体というものに近く、また、政治結社的傾向を帯びたものであり、市内各方面をはじめ諸郷に分校をもっていた。

踊でも改称したばかりの九年十一月、牧園小学校が閉鎖され、戦後一年を経て十二年八月まで復校することはなかった。

二　開戦前後

征韓論分裂後の西郷らの動向は政府にとって不気味な存在であった。西郷や桐野らは「今に必ず外患が起こる。その時鹿児島県人は起ち上がって日本人民としての義務を果たすのだ」と言っているが、それはまた、政府を無能とみるものであった。このような不穏な空気を払

いのけるために政府は妥協、統制の両面作戦をとったが、明治九年（一八七六）熊本神風連の乱、秋月の乱、萩の乱など各地に不平士族の反乱が起こると、政府は鹿児島に火薬をおいておくことの危険を感じ、その搬出にかかった。これを伝え聞いた私学校派は一月二十九日から五日間にわたって草牟田や磯の火薬庫を襲撃して小銃、弾薬などを回収した。また、政府は鹿児島県出身の警視庁警部中原尚雄らを派遣して西郷らの動静視察と私学校派の分離を画策させた。この二つの事件は大いに私学校派を刺激し、ついに西郷らは政府に事の真相を問い質すため、明治十年二月十三日から一万数千人を率いて鹿児島を出発して熊本に向かった。

この戦は、城下はもとより外城の、私学校の徒はもちろん、各郷の常備隊の訓練に行を共にした同志もあり、私学校徒の区長のあった蒲生・国分などは郷ぐるみ戦いに巻きこまれ、また、西郷さんに率いられる以上戊辰の役の時のようにためらいもなく勇んで出軍したもののようである。踊郷の出軍者は、公民館前の従軍碑に記され、次のような名簿が残されている。

○一番立　二月十五日出発

平山泰介（肥後植木戦死）大平祐左ェ門（同上）山崎六郎（同上）田島壮一（同上）手島藤太（同段山戦死）前田十郎（同上）高木強助（同上）有馬栄之助（同千反畑戦死）平山堅次郎（同上）山下十蔵（同田原戦死）富田七次郎（同上）山口源太郎（同上）山口源四郎（同御舟戦死）原田孫左ェ門（同上）有馬作哉（同熊本城下戦死）前田一郎（同田原重傷日州高岡卒）森林次郎（日州三田井戦死）山口兼光（豊後武田重傷自宅卒）池田新太郎（肥後田原戦死）荒武馮輔（本営付城山落城迄従軍）森直次、永田定介、平山正一、松下源七郎、種田雄介、津曲兼治、春田幸蔵、富田次右ェ門、池田武二、山崎次郎太、山口次郎右ェ門、松下四郎次、池田壮一、森市介、山口雄一、橋口孝一、宮原矢之助、田島源八、谷川金一郎、隈元一郎次（春田齊、有馬武太夫は医務）池田祐次郎、木佐貫新右ェ門、松元研治、木藤善助、池田兵馬、池田徳之丞、前田源次郎、隈元榮之進、湯前彌五右ェ門、宮野榮助、小谷全、松下輔左ェ門、唐仁原壮吉、早水四郎助、木佐貫七太郎、井手上万次郎、淵脇一六、津曲新左ェ門、堀口助之丞、岩城彦七

○二番立　三月二十八日発

春田吉二（小隊長）眞田太八（半隊長）平原平五左ェ門（肥後抜烏帽子戦死）前田源太郎（同上）谷口藤助（同上）

小原七郎左ヱ門（同上）谷口清太郎（肥後長六橋戦死）早水源左ヱ門、山元萬左ヱ門、池田彌一、嘉茂半七、床波研介、永峰龍之助、井手上林之助、吉永源次郎、上井新左ヱ門、蜂須賀一郎、福永伊右ヱ門（糧食係）重久福二（同上）田島十次郎、市來堅一郎、田島嘉平次、小原麦右ヱ門、高橋善助、上井常次郎、富田和助、唐仁原源次郎、田中浪次郎、宮原吉次郎、嘉茂祐一、大平勇之助、野間半次郎、木佐貫權之丞、池田壯吉、大當正太郎、重久彌九郎、池田松助、尾上覺太郎、池田金次郎、山口熊太郎、堀口八太郎、府鳥岩助、木下直次郎、山元磯右ヱ門、橋口嘉之助、古江次左ヱ門、市來精介、宮原藤四郎、厚地仁平次、池上熊次郎、窪田榮二、宮原藤五郎、末廣熊助

○三番立　四月八日発

松下榮吉（分隊長）（鹿児島甲突川戦死）小谷生之丞（同上戦死）手島藤助（城小戦死）池田十太郎（同上）梶原矢太郎（同上）岩下利三太（武岡戦死）平山藤兵衛（同上）海江田直彦（肥後佐敷戦死）松尾金之助（日州佐土原戦死）刀迫勇助、隈元市次郎、前田喜之助、木佐貫喜次郎、野間口十左ヱ門、恒吉孝左ヱ門、白石勘左ヱ門、萩原嘉平次、立山宗之丞、厚地善兵衛、西畩太郎、坂口藤兵衛、隈元勘左ヱ門、三宅七郎兵衛、木場仲之丞、折田十郎、田島仲兵衛、池上矢次郎、帖佐矢之助、野間口彌八、橋口伊八、重信佐太郎、木佐貫嘉左ヱ門、鎌田郷太郎、天辰孝右ヱ門、伊瀬地熊次郎、嘉茂有右ヱ門、岩元市助（都城方面戦死）山口新助、中島源太郎、池田矢之助、嘉茂源五右ヱ門、高橋甚兵衛、馬場源太郎、竹下金太郎

○四番立　五月十二日発

松下恕輔（小隊長）西宗右ヱ門（日州犀川戦死）迫田宗之進（同上）上原猪之助（同上）前田喜右ヱ門（加久藤越戦死）大山休太郎、山下金矢、福原万助、別府畩太郎、木佐貫嘉太郎、音川次兵衛、寺田龍助、黒江善平、岩崎堅藏、永野正一、川野藤助、上原久之丞、永田財七、上原源太郎、高橋榮次郎、松下嘉左ヱ門、平山源之助、貴島彦二、大山喜右ヱ門、福永初次郎、木佐貫新太郎、德田市太郎、廣瀬々左ヱ門、廣瀬良吉、松下仲左ヱ門、尾崎喜兵衛、池田利右ヱ門、田島藤八、木原四郎助、田上畩右ヱ門、溝口伊三次、有村小次郎、青山源太郎、花木清太郎、眞方五兵衛、中村十郎、竹迫喜助、下原音助、原田末吉、恒見藤助、永岩三太郎、前田太左ヱ門、木佐貫源太夫、宇都矢之助

以　上

しかし現存する高橋善助の日帳によれば、この人は二月十三日に既に出立しているので、二番立てではなかっ

たらしく、多少の疑問なしとしない。

こうして西郷の名のもと、旧薩藩の各地からの出軍は三万、風を聞いて他府県から集まったものは前後一万を数え、空前絶後の内乱として、家郷の地を血にいろどり、三番立ての兵が出て行ったのは既に熊本城や田原坂に敗れ、人吉での再編の終わった後で、西郷の本営は人吉から、えびの・小林を南下して都城を保たんとしていた。

三　踊の戦闘

走行千里熊本を抜き得ず、田原坂に敗れた西郷軍は、全軍人吉に撤退、気分を転換し、士気を鼓舞するため正義、振武、干城、破竹など九個大隊を編成し、薩摩・大隅・日向の三州各地に気脈を通じ、機をみて攻勢に転ずることを決めた。

辺見十郎太の率いる雷撃隊はその他の隊とともに大口出水口を扼(やく)したが、五月十日山野、五月十四日から十六日深川、六月十四日山野大口の戦いを経て、七月一日横川に敗れて、踊を拠点とすることとなり、次の回文を各郷の諸隊に送っている。

横川軍務所の儀、昨一日より踊郷麓へ仮に引き移し相成候条此段相達し候こと

七月二日

溝辺　加治木　襲山　清水　国分　敷根　福山　末吉
財部(たからべ)　高原　都城　庄内　野尻　小林　飯野各郷宛

六月二十九日、横川の戦闘中に弾薬等は既に踊に送られ、五月に久木野での負傷者も踊に来て、三十余日も滞在している。

これを追撃する官軍は、横川の戦勝後戦略配備、連絡などにひまどり、第三旅団が進撃することに決したのは六日になっていた。七日払暁、官軍が踊に入った時に薩軍は既にもぬけの殻であった。

三浦少将統率の第三旅団は、古田少佐及び参謀勝田少佐をして、部下五個中隊（竹田・沓野・山村・矢上の四大尉引率）を、霧島山神集館に、他の三個中隊を塩浸・安楽などに派遣し、要害の箇所を選んで踊の守備体制を固めた。既にして大窪に向かった五個中隊は持松において戦闘に入り、薩軍の精鋭にして当たるべからざるが故に川村少尉以下二個中隊（下村・滝本両大尉の指揮）を

持松に増援、また、防御線にあった内藤少佐をして、その三個中隊（安満・犬西・横地三大尉引率）をあげてことごとく集中、苦戦、夜を徹したという。

この日三浦少将は牙営を踊に移し、かつ、その戦状を加治木にある大山少将に報じ第二旅団の襲山に進入するよう求めた。

八日、薩軍は植松（ママ）（持松のことか）の台地に来襲したが、前面の諸隊しきりにこれに突撃し、塩浸からの川村・西両少佐の隊はその右側に回り、大島少佐の三個中隊はその左翼に迂回した。また、踊にあった砲工各一個分隊（三宅中尉及び内藤少尉）も戦線に加わるなど、ひとしくこれに迫り、薩軍はついに退いて、大窪村背の山土を保った。

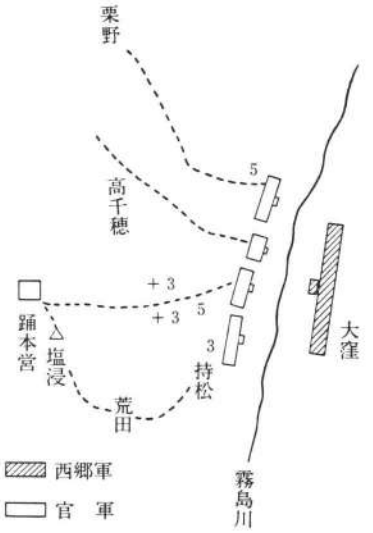

7月8日戦闘要図

官軍は上中津川の一個中隊（井上大尉）を植松に収め、大島少佐の一個中隊を下中津川に遣わし、横川屯在の一個中隊（栗栖大尉）を踊に移動した。この時大山少将の兵（六個小隊）も別動第三旅団と合し、大窪の南、春山に進出した。薩軍がその左を通ったため第三旅団の右翼を張り、これと連絡してその守線を警備した。

九日、午前四時、官軍は一斉に進んだため、各地の薩軍は既に大窪方面に退き、田口及び霧島山に若干の残兵があったため、撃ってこれを退け、田口・大窪・神集館など要地を占領、守線を確保した（神集館は宮崎県の霧島神社にあった）。

この官軍の記事に相当する戦況を今村了介は次のように記している。抜粋して参考に供しよう（西南戦争始末記）。

この日の戦闘を雷撃隊八番中隊長綾部直景が記録している。それによると、六日に大窪に退いたところ、雨が

ひどく、明日地形を定めて塁を築こうということで、その夜は休息し、翌七日早朝、辺見をはじめ各中隊長と地形を調べているところに官軍が襲撃してきたので、兵を山の手に引いたというのである。官軍の追撃がこのように急だったとは辺見も思わなかったのであろう。

翌八、九日と辺見十郎太は大窪を攻撃した。

我隊大久保（大窪）村に退く。同七日、未だ塁を築くに暇あらず、敵兵大挙して襲う。我干城一番中隊は右翼の敵兵を拒ぐ。此時辺見十郎太、憤激刀を揮て指揮す。蓦然敵軍に進入し砲墩（砲台）を抜く。敵兵潰散尾撃すること二三町、日既に暮るるに会う。爰に相持す。翌八日、敵の弾薬数駄塁側を運輸す。我隊之を要撃し、針打弾薬三万発余、其外物品若干を得（干城隊一番中隊長重久敬一戦闘手録）

辺見十郎太の奮闘したことがよくわかる。

九日もまた早朝から激しい戦闘が続いた。薩軍は優勢に戦いを進めていたが、横に回った官軍から射撃を受けて苦戦に陥ろうとした。その時、協同隊は三〇人程で、この敵を攻撃して敗走させ、なおも追撃したところ、広い所に出てしまった。官軍は協同隊の人数が少ないことを知って猛然と反撃してきた。協同隊は辺見十郎太に使いを出して「今こそ勝機であるが、兵が足りない。援兵を出してもらいたい」と告げた。この時、辺見の周囲にも余分の兵はなかった。辺見は周囲を見回し、丘の上にいる薩軍を認めると、にこっとして言った。「よろしい、あそこの兵は半数あれば足りようからあの兵の半数を貸そう」

伝令がその丘に走り、「全員山を下りろ」と告げた。山を守っていた隊長は怒って、「今この山を捨てれば敵に占領される。そうすれば味方はたちまち苦戦になるぞ」と言った。伝令はなおも全員下りろと言って戻り、山を守備していた隊は山を下りた。伝令が辺見の命令の半数を全員と聞き違えたのであった。この伝令の聞き違えが戦いを勝ちから負けへと変えた。ついていないといえば、それまでであるが、運命からさえも薩軍は見放されたといえよう。

辺見は間もなくその事を知り、伝令をののしって怒ったが、その時はもう官軍がその丘に登っていた。辺見は直ちにその山の奪還を企てたが、山頂から銃弾を激しく浴びせられて果たせず、ついに霧島に退き、次いで高野

まで退いた。

「西南之役懲役人筆記」を読めば、この戦闘に参加した人たちは多い。それらの記録を一、二かかげてみたい。まず、熊本県原水村出身の真勢一次の記録は次のようである。

七月五日川内河（川内川）ヲ渡リテ我左翼ヲ破ル、乃チ湯尾（菱刈町）・横川（横川町）等ニ転戦シテ踊（牧園町）ニ退キ塁ヲ築テ守ル、居ル七八日、議アリ大久保（大窪、霧島町）ニ退キ未タ備ヘサル内官兵来攻ム、防戦支ヘス霧島ニ走ル、翌日進撃シテ之ヲ逐フ事二里余丸竭テ退ク、官兵返シ来リ死傷五六名、又霧島ニ引ク、翌日来攻、退テ千多羅志村ニ止ル、又菖蒲（加治木町）ニ至ル、同（欠）日進撃シテ終日大河原（財部町）ニ戦ヒ勝負決セス、暮ニ至リ元ノ線ニ引揚ケタリ、翌日又大河原ニ出張敵左翼ノ備足ラサル処ヨリ潜入シテ遥ニ背後ニ出ツ、挙隊顧テ走リ十文字（財部町）ニ拒キ戦フ、此地ニテ病起リ入院、癒ル時我隊佐土原ノ河上ヲ守ル、八月二日官兵味方ノ守ナキ処ヨリ進入ス、背後ノ山ヨリ雨射ス、挙隊之ニ応シテ戦フ、敵衆ヲ以テ之ヲ包ム、全隊散乱ス、其ヨリ各処ニ潜伏シテ、九月十日大口警視出張所ニ自首ス、……

次に鹿児島西田出身千城半隊長知識友次郎の手記をみる。

踊ニ三四日此時國府（国分市）ニハ鹿児島口ノ敵繰込ムニ付振武隊ヨリ進撃スルトノ報知来リ、我隊幷外三中隊國府ノ背ヲ撃ント七月六日各隊ヲ繰出シ、敵ノ形状ヲ伺ヘハ早クモ引払ヒタル由ニ付我隊ハ大久保（大窪、霧島町）ト申処ヘ引上ル、同七日午前六時頃踊リ口ノ敵襲来シ尽日戦闘勝敗ヲ分タス、翌八日未明

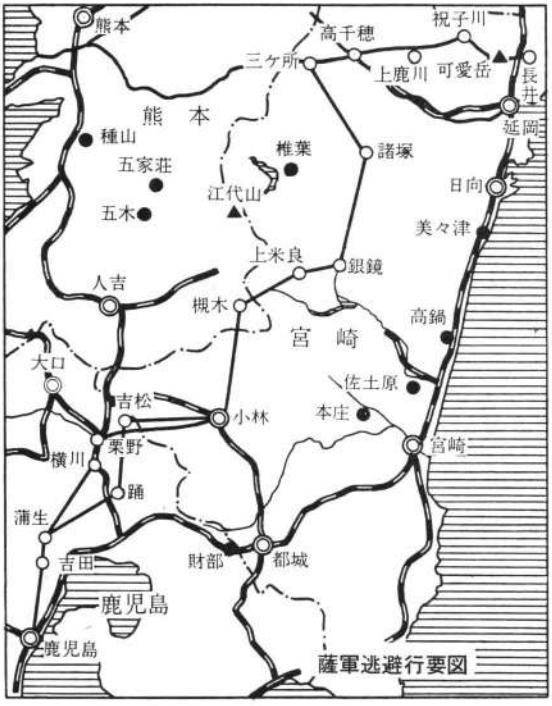

薩軍逃避行要図

ニ我ヨリ敵ヲ襲ヒシカハ敵五六丁引退クウチ、敵ノ応援来リテ盛リ返シ劇シク戦闘ス、味方又利アラスシテ漸ク防戦スルウチ敵又國府ノ本道ヨリ攻来ル、其ウチヘ切入リタル者ハ常山二番小隊長有屋田利成ニテ竟ニ此敵中ニ戦歿セリ、此死骸ヲ引取ル間モナク味方敗レ夫卒一名討レ兵士五名負傷シタリ、此死傷ヲ引取テ荘内ノ西武村（都城市）ト申処ヘ引上ケ爰ニ本営ヲ据ヘ所々ニ砲塁ヲ築キ云々

更に、伊作出身常山小隊長宇都為秀の記録はこうだ。

山澗ヲ造リ湯之尾（菱刈町）ニ合スル者衆シ、栗野ノ本道ニ退キ戦ヒ且拒キ守事二日、官軍潜ニ左翼ヲ襲ヒ亦敗走ス、而シテ横川ニ拠守セント欲ルニ尾撃ノ勢洪スル洪河ノ如ク、此ヲ守ル能ハス専重スル二硝庫運輸ニ隙無ク空ク焦土ニ属ス、退テ踊（牧園町）ヲ保ト雖、百引（輝北町）ノ方線破レ、官軍既ニ我背ニ在ルト聞、兵ヲ引テ襲山（霧島町）ノ大窪ヲ守ル、翌払暁官軍来攻邀戦之ヲ走ス事里許、大兵再ヒ掩撃遂ニ支フ能ス、上荘内ノ鷹野（高野、都城市）ニ退キ、霧島山ノ径路及ヒ数所ヲ拒守ス、而シテ進戦数次スレトモ機ヲ失ヒ徒ニ兵ヲ労スル耳、一日攻撃本路ノ一塁ヲ抜キ戦フ頃刻、又一隊霧島ノ山脚ヲ繞リ襲テ乍チ一寨ヲ抜ク、後隊継カス官軍包撃遂ニ退却セラル、故ニ益本路ヲ拒キ戦全ク利アラス、退守日アリ、時ニ十郎太令ス、志布志（都城市）荘内ニ達ス、

方面ノ敗報至ル、速ニ兵ヲ退ヘシト、日没ヲ竢軍ヲ収テ上

四　西郷、踊の一夜

都城に集結した形になった雷撃隊と本隊とは追撃されて佐土原・延岡へと北上し、可愛（えの）岳から九州脊梁（せきりょう）山地の山中を通り、再び鹿児島へ帰ることを志し小林に出た。この包囲脱出の作戦を「大西郷突囲戦史」は次のように伝えている。

その後、大西郷は鹿児島県姶良郡吉松村中津川小字柿木なる、山口重保方に八月二十九日の夜、宿せられた。柿木は現在吉松駅の東南数町に過ぎない。恐らくは小林を発せられた大西郷は飯野、西川北を過ぎ、水流岡松を経て日隅の国境を越えられたものであろう。その翌三十日午前十時前後に於いて、現に栗野町なる郡山三次氏は、栗野を通過せらるゝ大西郷の輿を拝したといふてゐるから、その日の早暁に柿木を発せられたことを知り得る。

先に細島より回航せる三好少将の第二旅団は、二十九日鹿児島入港とともに、直ちに牙営を重富より加治木に

進め大久保大尉を竜門司坂に栗田大尉を小田越に、予備隊を帖佐、麓及びその附近の要地に拠らしめてゐたか、その日の午後に及んで、「薩軍今夕将に栗野を発せんとして、先鋒すでに横川に出づ」との警報に接し、三好少将は直ちに伊藤大尉をして一個中隊を苦平山の守線に増援せしめたのみならず、水野大尉の一個中隊をその両翼に拠らしめ、なほ、工兵をして夜に乗じてその本道及び左右の山上に、胸壁を作り、竹柵を繞らさしめた。

かくて三十日午前四時、野津道貫大佐自ら、竜門司坂、小田越の守兵を提げて横川に向った。同時に加治木を発し溝辺を経て横川に向ひたる、第二旅団の野崎中佐の一隊は横川の南方一里なる深川に達し、二石田より進出し来れる二百余名の薩軍先鋒と遭遇して激戦を交へ、勝敗容易に決しなかったが、薩将貴島清は、その部下なる小久保新助に一隊を附し、迂廻して、その背後に出でしめたので、官軍遂に支へ難く数町を退いたが、而かもなほ附近の山上に拠ってその行を拒み勢ますます盛なるものがあったので、その方面よりの突出を断念し、間道より植村を経て、踊郷芦谷原なる前田万兵ェ方に入られたのは八月三十日の暮方であった。而かも横川附近の戦闘は終日止まず、三十一日午前二時半までつづいたとう。官軍の死傷四十二名、薩軍二十余名で薩将山田泉之介が戦死した。大西郷がまさに危く、辛うじて官軍の重囲を脱出せられたのはこの際のことであった。

さきに横川に向った、大久保、竹中両大尉が二個中隊を率ゐて、踊郷の南方約一里なる笠取峠の険要に拠ってゐたが、三十日午後二時にいたりて、薩軍の先鋒二百余名が横川より突進し来り、官軍殆んど敗れんとした。当時野津道貫大佐は急警に依りて、増援せんとして余兵なく、両大尉は僅かに地方駐在の巡査を召集して、漸く急に備ふることを得たのであった。はじめ薩軍は踊より南方海岸なる浜の市に出でんとしたが、官軍すでに笠取峠の険要に拠りて、これを阻止せしのみならず、国分には新撰旅団、加治木には第二旅団はすでに来って占拠せるを知り、此方面よりの突出を断念し三十日深夜に乗じて、ひそかに踊を発して、踵を西南に転じ、赤水、岩穴、三縄を経て山田村に向った。

第五章　牧園村の発足

一　姶良郡

明治十二年（一八七九）二月の郡制では、今の姶良郡は次のように姶良・桑原・囎唹の三郡に分かれていた。

姶良郡＝加治木・重富・蒲生・山田・溝辺・帖佐
桑原郡＝横川・栗野・吉松・踊（牧園）・西襲山
囎唹郡＝敷根・清水・東襲山・福山・牛根・恒吉・財部・市成・末吉・岩川・国分

ところが、明治二十年（一八八七）囎唹郡が東と西に分かれて次のようになった。

西囎唹郡＝敷根・清水・東襲山・福山・国分
東　〃　＝恒吉・財部・末吉・市成・岩川

同年五月に、姶良・桑原・西囎唹の三郡は加治木の郡役所の管轄となり、明治二十九年（一八九六）四月にこの三郡が統合されて姶良郡となった。

行政区域としての郡はその後、府県や町村の権限拡充、独立性維持などにおされて、浮き上がった存在となり、行政単位としての郡制は、大正十二年（一九二三）に、郡長は同十五年に廃止され、郡役所は完全に閉鎖された。

歴代姶良郡郡長は次の人たちであった。

1　平田宗高
　明治十二年――同十七年八月
2　小浜氏興
　明治十七年八月十九日――同三十年四月一日
　但し明治二十九年四月一日まで姶良・菱刈・桑原・囎唹の各郡の郡長を兼務
3　二階堂智行
　明治三十年四月二日――同三十三年十二月二十七日
4　佐藤長之助
　明治三十三年十二月二十八日――同三十八年七月六日
5　岩脇武男
　明治三十八年七月七日――同四十年七月二十二日
6　大山綱任
　明治四十年七月二十三日――同四十三年十二月
7　肝付勇吉
　明治四十三年十二月――大正八年十一月

8　楠田正義
大正八年十一月――同十四年
9　平山喜市
大正十五年七月一日郡役所廃止の残務整理を完了。

二　県会と村会

県会の成立

廃藩置県によって府県が国の行政区画として成立すると、明治六年（一八七三）以降多くの府県に自主的な民会、県会が設置された。しかし、まだ一定の法律がなく、議員の選出方法、議事の条件など各府県によって、まちまちであった。そこで、政府は同十一年（一八七八）七月、太政官布告第八号をもって府県会規則を公布して府県会の性格を規定した。それによれば、議員は郡区の大小により五人以下の定数となり、議員になる資格は満二五歳以上の男子でその府県内に本籍があり、かつまた、その府県内に満三年以上居住し地租一〇円以上を納める者と決められた。また、選挙権を有する者は、満二〇歳以上の男子でその郡区内に居住し、地租五円以上を納める者であった。

議員の任期は四年で二年ごとに半数改選され、議長、副議長の任期も二年であった。府県会は毎年一度三月に開かれ、会期は三〇日であった。

この府県会規則によって本県でも第一回の県会議員の選挙が、明治十三年（一八八〇）一月五日実施されたが、その員数は次の四〇人であった。

鹿児島・谿山・熊毛・駅謨四郡　四人
日置・阿多・甑島三郡　四人
給黎・指宿・頴娃・川辺四郡　五人
高城・出水二郡　二人
薩摩・伊佐・菱刈三郡　三人
姶良・桑原・囎唹三郡　三人
大隅・肝付二郡　三人
宮崎・那珂二郡　四人
諸県郡一郡　四人
呉湯郡一郡　二人
臼杵郡一郡　三人
大島一郡　三人

選挙の結果、姶良・桑原・囎唹の三郡からは野村郷兵衛・黒丸市助・荒田興平次の三人が当選した。

その後県会は議員定数、選挙資格、立候補資格などに

いくどかの改正が加えられたが、牧園からこれまでに県会議員として当選した人々は次のとおりである。

森市介（桑原郡選出）
明治二十三年四月―同二十七年三月（一期）
永田貞雄（姶良郡選出）
明治三十六年九月―同四十四年九月（二期）
永田安愛（同前）
大正十二年九月―昭和六年九月（二期）
森山重志（同前）
昭和二十二年四月―同三十年四月（二期）

村会規則

明治十三年十一月制定されたものを掲げる。

第一章　村会の事

第一条　村会は公共に関する事件及其経費の支出徴収方法を議定するものにて他事に議し及ぼすを得ず

第二条　この議会は各村開会すべし
但各村聯合会を開くときは別に規則を設け県令の裁定を請うべし

第二章　会頭及諸役員の事

第三条　会頭壱員会員中より公撰す。会頭は会議規則を掌り且つ其議場を整理し衆議を判決し会員若し規則に背き会頭の命に順ざるときは退場せしむるを得べし

第四条　主事二員会員中より公撰す
主事は会頭の命に従い本会の庶務を整理し兼て記録費用等の事を掌る
但し議事に於ては会員と同じ

第五条　会員は戸数百戸未満は十員百戸以上は二十戸毎に一員を増加す

第六条　会頭主事会員は給料なし

第三章　会議の事

第七条　通常会は一月、七月の両度に開き期日は三日以内とす
但し至急を要する事件あるときは郡長へ届出其時々開会する事あるべし

第八条　開会の期日は戸長に於て相定め遅くとも三日前会員へ報告し郡役所へ届出べし

第九条　会員半数以上出席せざれば延会すべし
但し至急を要する事件あるときは衆議により発会する事あるべし

第十条　議事は衆庶の傍聴を許す

但し会場の都合に依り人員を限り或は禁ずる事あるべし

第四章　撰挙の事

第十一条　撰挙人及被撰人たるを得る者は現に其村に住居する丁年以上の男子にして土地及家屋等の不動産を所有する者に限る

但し左の二款に触るる者は撰挙人及被撰挙人たるを得ず

第一款　白痴風癲の者及身代限りの処分を受け負債の弁償を終えざる者、租税其他の課出に滞納ある者

第二款　盗罪及懲役一年以上及国事犯禁獄一年以上の実刑に処せられたる者

但し満期後七ヶ年を経たる者はこの限に非ず

第十二条　左の職務ある者は会員たるを除く

一、官吏、戸長、用係、筆生

二、学務委員、衛生委員

三、教導職、学校教員

四、県会議長及議員

第十三条　各村に於て毎二年一度一月を以て撰挙人を召集し撰挙会を開き更に互撰の法を以て定員の如く会員を改撰す

但し右場合に於ては前任者を再撰するも妨なし

第十四条　投票は小半紙に被撰人及撰挙人の住所身分姓名を詳記し自己の実印を押し糊封の上差出すべし

但し投票は代人に托するも妨なし

第十五条　投票は多数の者より順次定数に至るまで取り同数は年長同年は抽せんの法を以て之を定む

第十六条　戸長は予め撰挙人名簿を制し置き撰挙会の日投票と照合衆人の面前にて開札すべし

但し開札既に終えしは当撰人へ通知して請書を出さしめ、其姓名等を村内へ公告すべし

尤当撰の者は病気等不得止事故にあらざれば其撰を辞するを得ず

第十七条　任期中他の町村に転居するか又第十一条の二款に触るるか又は第十二条の職務を受くるか或は死亡する等の如きは其都度代員を公撰すべし

但し欠に当る会員の任期は其代る所の会員の任期に止る

第五章　議　則

第十八条　会員たる者は村人民の名代なれば会議に於て公平中正を旨とし充分討論の権を有すといえども第一私心の議論に渉ることなきを要す

第十九条　議案は戸長之を原按し先ず会頭へ差出すものとして若し議案の外会員中より会議に附せんと欲する事件あれば発令前会頭へ差出すべし

第二十条　会頭は議案を取まとめ其最も急務と認める事件より順次議事を始むべし

第二十一条　会頭主事会員病気等不得止事故あり欠席するときは書面を以て其事由を本会へ申出ずべし但し欠席する者は後日其議決につき異議を唱うるを得ず

第二十二条　会頭若し前条の事故あり欠席するときは会員より主事の内を其日の会頭に公撰し定む

第二十三条　会場の着席は抽せんを以て番号を定め毎会必ず其席につくべし

第二十四条　会議は午前九時に始め午後四時に退散す但し議事の始終は撃柝（拍子木をうつこと）を以て通報すべし

第二十五条　議事を始むるに当りては先ず主事をして議案を朗読せしめ、若し了解し難き廉あれば原按をなしたる戸長若しくは会員へ質問すべき旨を演説し会員をして充分其意味を解せしむべし

第二十六条　戸長は会席に列し議案の旨趣を答弁するのみにして決議の数に入るを得ず

第二十七条　衆員若し同時に発議せんとするときは会場の番号を以て其順序を定むべし但し一員発言中は衆員黙聴し決して他より発言及私語すべからず

第二十八条　議事の可否は多数に依拠す、若し同数なるときは会頭之を決するものとす

第二十九条　本会に於て決議の事件は戸長認可の上之を施行すべきものとす、若し戸長其議決を認可すべからずと思慮するときは其事由を具し郡長を経て県令の指揮を請うべし

第三十条　一旦決議せし事件は妄に変改すべからずといえども若し不得止事故あれば其事由を戸長へ申出許可を得て更に議すべし但し戸長変改すべからずと認むるときは第二十九条の手続きに依るべし

第六章　雑　則

第三十一条　会員の人名及開会の期日は其都度戸長より郡役所へ届出べし

第三十二条　本会に関する費用は戸長に於て一ヶ年分の予算を立て会議へ附し相当割賦すべし
但し年限精算の上郡役所へ届出其村へも公告するものとす

第三十三条　会席には日誌を製し置き議案及決議の始終且つ会議に関する事件は総て記載し置くべし

第三十四条　議事所には尋常弁当の外妄に飲食すべからず

会頭、主事会員　明治十三年度についてみると、次のようになっている。

○万膳村
会頭　宮原善左衛門
主事　木佐貫新右衛門・高橋善介
会員　木佐貫七太郎・山下孫五右衛門・有村金次郎・神田善太郎・宮園善太郎・仮屋金左衛門・山下金之進・渡瀬次郎助・塚田仁之助

○三体堂村
会頭　大塚矢之助
主事　音川太郎・本村仲之助
会員　中野善助・南七兵衛・宮野栄助・刀迫勇助・田上仲之助・大山休太郎・山元万左衛門

○宿窪田村
会頭　種子田十兵衛
主事　春田幸蔵・池田武二
会員　堂園袈裟市・間手原袈裟太郎・中村三太・下園伊三太・平山仲左衛門・平山正一・隈元栄之進・福永伊右衛門・森兵兵衛・田原伊右衛門・川原平太・下石坂善四郎・前田万兵衛・田代伊太郎

○中津川村
会頭　田島源八
主事　貴島彦二・福村新太郎
会員　堀之内辰之助・岩元伝助・川西権四郎・田島嘉平次・田島十次郎・靏野五兵衛・畦地五右衛門・改田藤助・正市甚右衛門・辺田伝右衛門

○上中津川村
会頭　梶原箭七
主事　野間口十左衛門・須崎伝左衛門
会員　溝口次右衛門・本村亀太郎・馬場休助・西仮屋覚太郎・有村次兵衛・通山次郎

○持松村
会頭　池上伝右衛門

主事　小原杢左衛門・徳永利平次
会員　平山源之助・広池平助・鎌田郷太郎・塩水市郎次・小原八左衛門・池上矢次郎・田方熊助

明治の議案例

明治十五年の議案例として、村会決議届一件、議決案例二件を掲げる。

○村会決議届

第一条　当村塩浸温泉場支配ノ議来ル十六年一月ヨリ向十ケ年間即明治二十五年十二月迄宮ノ城郷、士族堀ノ内直治ヱ右温泉支配致サスヘシ。

第二条　右温泉場支配人ヨリハ是迄ノ通リ一ケ年金百円宛当牧園小学校江差出サセ学資金トナスヘシ。

第三条　右温泉場支配人ヨリ差出ス利益金百円ヲ折半シテ前半額ハ其ノ年四月一日ヨリ仝二十五日迄後半額ハ仝九月一日ヨリ仝二十五日迄差出スベシ

右者本月十二日臨時村会ニ於テ戸長ノ出セル議案ニ依リ協議ニ渉リ候処前条之通決議相成候条此段及御届候也。

桑原郡宿窪田村　会頭　種子田十兵衛

明治十五年九月十五日

前書決議之趣相違無之候也。

右戸長　津曲　兼治

桑原郡長　平田宗高殿

○議決案例 (1)

明治十六年三月一日議決

第一条　戸長役場ヨリ担当内人民江通達書状持夫給与一ケ年起ニテ四石宛之事、但給与取立法方ハ地租ヨリ半額、戸籍ヨリ半額

第二条　戸長役場ヨリ郡役場其他諸方江至急ノ書状持脚夫給与一月先ニテ四升宛ノ事

第四条　宿窪田村三体堂村万膳村学区内江世話掛壱名可相立候事
但給与一ケ月三円五拾銭宛

第五条　各世話掛ヲ相立ル其ノ選挙方ハ村会々員中ヨリ投票ノ事

第六条　加治木問屋米、当担当内ニテ一ケ年八俵之事

第七条　大工、木挽、出シ人、作日雇、其ノ他諸工人賃銭之事

一　大工、木挽　上之上　一日ニ付金拾八銭
上等　一日ニ付金拾六銭
中等　仝　金拾四銭
下等　仝　金拾弐銭

一　出シ人　請　一日ニ付　金参拾銭

仝日雇　仝　金弐拾銭

一　作日雇　一日ニ付　男　拾銭・廿七銭
一　バラ作　仝　拾弐銭
一　田起シ壱畝ニ付請三銭、　日雇壱畝ニ付弐銭
一　丹荷作リ一日ニ付　金拾四銭

註　この頃の村会員日当は一日に付弐拾銭であった。

○同 (2)

明治十六年一月卅一日

第一条　村会場ハ向後戸長役場トスル。

第二条　学資金向後貸付並利子取立一期六ヶ月トス。
但シ期限ニ至リ利子不入候節ハ戸長学務委員見斗ヲ以テ宜可取扱候事。

第三条　塩浸之湯守秋山彦八郎江仝町借地許可相成居候処今般更ニ改メテ明治十六年七月迄借地差許シ候事

第四条　借地料金全額ノ内金弐拾五円秋山彦八ヨリ徴収ス。但、前半額ハ明治十六年四月廿五日限後半額ハ仝年七月廿五日限

（明治二十二年＝一八八九）

宿窪田村五ヶ村支出予算書

項目	予算額	主なる内訳
戸長役場費	一七八円七二銭七厘	備品（一四円九〇銭）、官報（九円）、郵便費（一四円）、消耗費（五九円）、小使給（三〇円）、雇夫費（四〇円）
会議費	七	議員弁当料（六円八〇銭）、消耗費（二〇銭）
土木費	二〇	
衛生費	五〇	流行病予防費（五〇銭）
救助費	一〇	
災害予防及警防費	二〇	
勧業費	三	
世話費	一七〇	世話人給料（一七〇円）
計	三五九　七二　七	

教育費予算　（明治二十二年＝一八八九）

項目	予算額	主なる内訳
高等牧園小学校	三一四円二五銭四厘	給料（二三八円）、旅費（一〇円）、雑費（一五円）、消耗費（七円）、書籍費（一三円）、営繕費（三〇円）
牧園尋常小学校	二六一　九二　四	給料（一九六円）、旅費（一〇円）、消耗品費（五円）、書籍費（七円）、営繕費（三〇円）、雑費（一〇円）
簡易科万膳小学校	五六　三五	給料（三〇円）、旅費（一・五円）、消耗費（三円）、書籍費（一円）、修繕費（二〇円）
〃　中津川小学校	六一　一一	給料（四七円）、旅費（二円）、備品費（二円）、消耗費（四円）、営繕費（四円）、雑費（一円）
〃　持松小学校	三八　八四	給料（三〇円）、旅費（一・五円）、消耗費（二円）、書籍費（一円）、修繕費（三円）
計	七三二　四七　八	

三　戸長制（つづき）

その後戸長制はいくどかの改変が行われたが、特に明治十年の西南戦争によって、その人選にかなりの異動があった。すなわち、西南戦争に際しては戸長にして西郷隆盛軍に加わり、戦後処罰されて監獄に収容される者などが出たため、事務取り扱い上に一大支障を来したので、当時の県令岩村通俊は、同年九月十月にかけてこれらの処置に関して調査し、十一月に新しい戸長・区長を任命した。

戸長の配置・選定・職務・待遇　戸長の配置は戸数四〇〇戸から一二〇〇戸までは戸長一人をおき、一二〇〇戸以上二〇〇〇戸までは二人を置き、それ以上は八〇〇戸を増すごとに一人増加するのである。次に副戸長は戸数三〇〇戸までは一人をおき、三〇〇戸以上五〇〇戸までは二人をおき、それ以上は二〇〇戸を増すごとに一人を増置した。

戸長の選定は、初め官選に近いものであったが、明治十二年（一八七九）十月、戸長選挙法を公布して、戸長は各町村人民において公選することとした。それによると、被選挙者（立候補者）及び選挙人は、官吏及び教導職を除く満二五歳以上の男子で、その郡役所管内に本籍を定め、その町村内に居住する者に限られていた。同十四年十月には選挙人はその町村内に本籍を有し、満二〇歳以上の男子に限られ、同年十二月には被選挙人の制限はなくなった。翌年十月の再改正では戸長立候補者は満二五歳以上の男子でその郡役所管内に本籍を有する者に制限され、町村民は三～五人の戸長候補者を選定し、その中から県令が戸長を選任する官選となった。

戸長の職務は県庁、郡役所からのいろいろな事項を管内の町村へ達示し、また、その地域住民の願書、伺書、届出等に署名捺印し、必要に応じては意見書を添えて県庁又は郡役所へ提出する。明治十七年（一八八四）からはその担当町村の業務委員も兼ねるようになった。三里以外の地及び担当区域外に出張の時は郡長の許可を必要とし、私用の旅行も郡役所へ届け出る必要があった。

戸長の月給は六～八円、副戸長は三～五円であった。

明治十六年（一八八三）ころ戸長役場は次のように東西に分かれた。

西三ケ村戸長　種子田雄介
　　用係　春田幸蔵　山口雄一
東三ケ村戸長　永田定介
　　用係　中馬彦二　中馬重二

また、明治十八年（一八八五）ころは、

官選戸長　林一郎
　　用係　森市介　春田斉　服部権之丞　川村喜之丞

であり、翌十九年（一八八六）ころは、

戸長　津曲兼治
　　用係　森市介　服部権之丞　川村喜之丞

であった。このころ、浅谷に水神の残っている、えびの高原よりする導水路の建設が行われていることに注意したい。

四　牧園村の誕生

常備隊から戸長制と変遷をたどった地方制度は明治二十二年（一八八九）の市制及び町村制の施行によって一応安定し、今日の町村制の基礎ができあがった。

新町制の編成に当たり問題となった大きなことの一つは、町村区域の設定であった。政府の方針ではおおよそ三〇〇戸から五〇〇戸をもって標準としたが、本県ではこのくらいの戸数では独立が困難であるとの理由から、大体江戸時代の郷を単位としてそのまま新しい町村とした。そのため、他の県に比べて本県の町村はたいへん規模が大きく、当時で人口一万人を超えるところもいくつかあった。

これによって従来の名を廃止して、宿窪田・三体堂・万膳・上中津川・下中津川・持松の六つの村を大字とし、全体を統一して牧園村と呼ぶようにした。ここに長い間使われてきた踊という名が消えたのである。牧園というのは宿窪田の一集落の地名で、熊襲時代この地に軍馬を放牧したので、牧園の名が起こったといわれる。江戸時代ここに地頭の仮屋（役所のこと）があり（樺山氏宅地）、仮屋馬場といった。現在では単に馬場ともいう。町村制の施行のころは、ここに牧園小学校があり、学校が村と名を同じにするのも便利がよかろうということで牧園村とした。

西南戦役はわれとわが屋敷で戦う戦であり、また、同じ郷土人が敵味方で戦わなければならなかった。このために失われた郷土のエネルギーのいかに多かったか、計り知れないものがあった。戦いが終わっても、閉鎖された牧園小学校は再開されなかった。教師がいないのである。ようやく再開されたのは明治十一年の秋であった。

明治十二年九月、学制を改めて教育令が発布された。学制の国家本位、一郷一校という形式的な、フランス式の施策に替わって、各村それぞれ必要に応じて学校を設立するアメリカ式に転換したのである。踊郷でも明治十三年に、中津川・万膳の小学校が設立されたが、これらは初等科三か年をおくもので、牧園を本校としてその教員が巡回教授するものであった。小学校はその上に中等科三か年、高等科二か年をおき、公選の学務委員によって管理された。学齢は満六歳から一四歳までであった

が、義務教育年限は一六か月と定め、その施設経営は町村に一任された。

明治十八年（一八八五）、諸官制の大改革により、新しく森有礼が文部大臣となり、十九年視学の制度がおかれ、小学校令が定められ、小学校は尋常科、高等科各四か年となった。うち尋常科が義務教育となったが、初等科のみの小学校は簡易科として代用を認められ、四年制となったのは明治三十年のことであった。この時、地方経費節減のため、学校の経営は授業料と寄付金をもって支弁し、町村はその不足額を支出することとしたが、明治三十三年に授業料は徴収しないことを原則とすることに改正された。

明治二十三年十月「教育に関する勅語」が渙発され、翌年二月初めて紀元節の佳日を卜して盛大な奉読式が挙行され、この時初めて紀元節の歌がうたわれた。この歌はお由羅騒動に殉じた高崎六右衛門の一子で、明治天皇の歌の師となられた正風翁の作であった。

雲にそびゆる高千穂の
高嶺おろしに草も木も
なびきふしけん大御代を
仰ぐ今日こそ楽しけれ

うんぬんの歌詞は、霧島を常に仰ぐわれわれにとっては長く忘れられない思い出であった。

勅語の渙発といい、この歌といい、鹿鳴館時代という外来文化にうかれた時代をのりこえ、固有文化への反省時代に入ったのである。憲法が発布され、議会が開かれ、時代はまさに躍進の時代に入った時起こったのが日清戦争であった。

当時韓国の政情は動揺して親日・親清の両派に分かれて対立していたが、明治二十七年（一八九四）、排外的な農民の反乱（東学党の乱）が起こったのをきっかけに、日清両国は朝鮮に出兵し、朝鮮の支配権をめぐって激しく対立し、ついに日清戦争へ突入した。戦いは日本有利のうちに、朝鮮から清軍を一掃し、更に遼東半島・山東半島を制圧し、下関で講和条約が締結された。

この戦争で牧園出身の戦死者は、

予備陸軍歩兵一等卒　深川銀次郎　　同　田代権四郎

の二人であった。

日清戦争の結果、遼東半島の還付、北清事変の結果明らかになったことは、満州その他にまつわるロシアの南

下野望であった。日本とイギリスとは、その窮極において相通ずる立場にあり、日英同盟が締結されたのはこのころである。

ロシアとの対決上、日本の取った方策は数々あった。重工業の開発を図るために、八幡製鉄所を創立したのもその一つである。明治三十五年に起こった八甲田山における死の行軍も、満州の野戦に対する準備工作の一つであったのであろう。野戦に備えて、軍馬補充の目的で、国立牧場が設けられたのも同じ目標であったと思われるが、数ある候補地のなかから選ばれたのは青森県と鹿児島県であった。九州種馬牧場が牧園に開かれることに決したのは、明治二十九年（一八九六）の五月のことであった。

第六章　国立種馬牧場

明治二十九年四月、勅令一三九号によって種馬牧場及び種馬所官制が公布され、将来種馬牧場及び種馬所設置の見込みのある馬産地に技術官を派遣して、その実況調査を行った。当時、政府としては全国に二か所の種馬牧場と一六か所の種馬所の設立を予定しており、鹿児島県においては県提供の候補地七か所につき実地調査を行い、九州種馬牧場の位置を当時の桑原郡牧園村に決定した。他の一か所は青森県上北郡七戸村の奥羽種馬牧場に決定した。また、種馬所としては岩手種馬所、熊本種馬所など七か所が決定をみた。

種馬牧場は種馬所に供給する種牡馬の生産を目的とし、場所を明治二十九年五月、農商務省告示第十号に基づいて牧園村大字下中津川とした。現在の大字高千穂である。古老の話によれば実情調査の案内役は土地の事情に精通した、下中津川の迫金次郎であったという。

さて、牧場設置は決定したものの、建築資材の運搬については、鉄道もトラックもない時代のことであり、困難を極めた。霧島方面は、霧島神宮の関係もあってか、既に明治二十八年には県道が国分経由で開通していたので、浜ノ市まで海上輸送によって運ばれてきた資材は荷馬車で国分―重久―関の坂を経由して田口の辻まで運ばれ、田口の辻からは牛車で掘ノ内―崩渡―界子仏―甲辺―岩下―母ケ野―真頭に至る急な坂道を運搬した。その当時、通路に当たる岩下集落では、武センギクというおばさんが豆腐屋をしていたそうで、牛車を引く人たちはそこで豆腐をオカズに弁当を食べたという。そのころ豆腐一丁の値段が五厘であったという。

牧場用地の周囲は高さ一・八メートル、底辺が一・八メートル、上辺〇・九メートルの土塁が構築され、その延長は五二キロメートルあるといわれていたが、実はその周囲だけではなく、場内にも土塁が構築されていた。場内には加治木の原田某の所有地約三〇町歩があり、その所有地が三か所に分散していたので、その周囲にも土塁が構築されていたという。

耕作業務は畑地が整備されると、北海道から大量の農具が導入され、大農式の耕作が始められた。畑地耕起に

は再墾機でまず土を掘り起こした後、ディスクハローと呼ばれる砕土機で整地した。牧草の刈り取りにはモアーという機械を馬二頭に引かせて行われた。刈り取られた牧草は、カクハン機にかけた後、乾燥させ、乾草舎に収納した。また、秋には野乾草切りといって冬場の馬の飼料にするための草刈りが、九月中旬から十一月初旬までであった。そのうち昼食時間が一時間、午前と午後にそれぞれ一五分間ずつの休憩時間があるだけであった。

常勤の人夫については、種馬の取り扱いをする牧手と、耕作業務に従事する耕手とがあり、牧手の場合、馬の頭数によって、また、耕手の場合、耕作面積によって定員が決められており、耕手は町内在住者が主であった

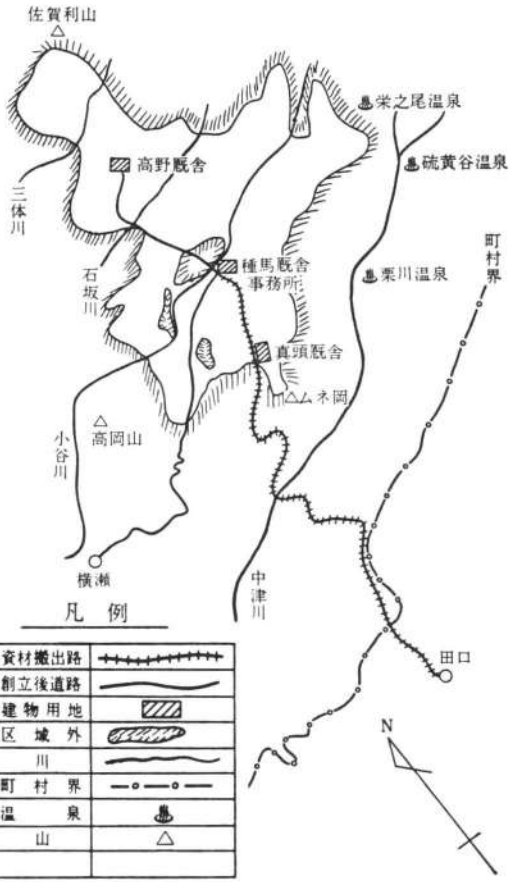

牧場創立時の位置図

で、臨時人夫を使って行われた。

従業員については、種馬、牡馬の取り扱い者約四〇人、耕作者一〇人程であった。しかし、耕作の場合、大農具を使用するので常勤の人夫では足りず、臨時人夫を使用することが多かった。勤務時間については時期によって多少の差があり、夏季は午前六時から午後六時までであり、冬季は午前七時から午後五時ま

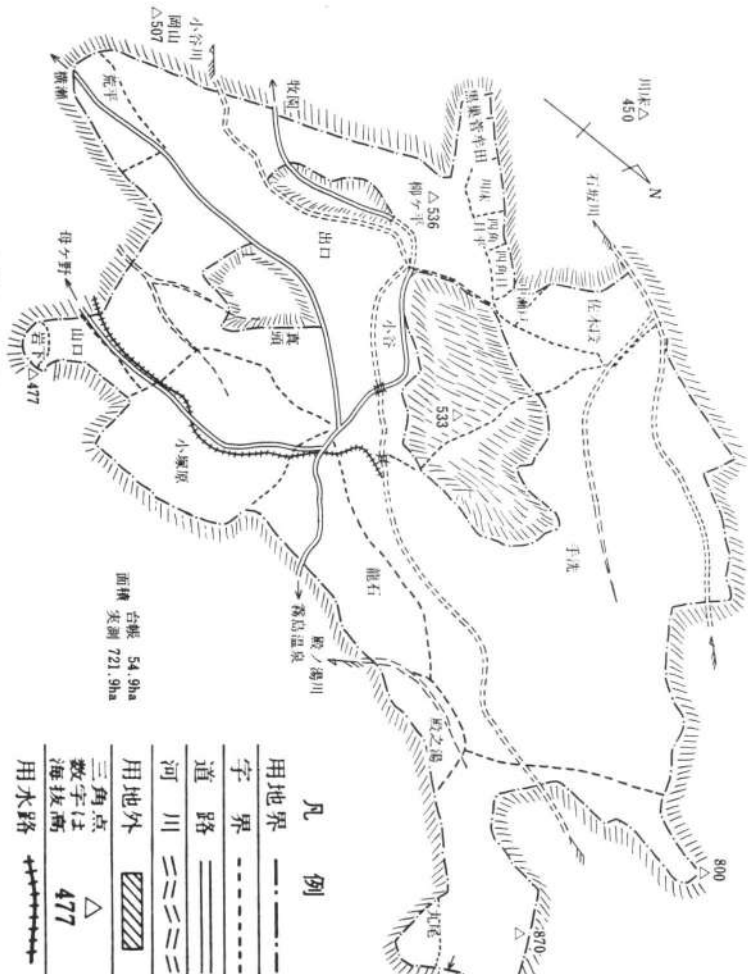

九州種馬牧場から鹿児島種馬所へ引き継がれた用地図写

が、牧手は町外の人が多かった。

牧場事務所は、現在の国民休養地内の小鳥の森の中にあって、そこには場長のほか一〇人程度の事務職員が配置されていた。

歴代場長の氏名は次のとおりである。

初代　水原勝五郎　明治二十九年六月から
　　明治三十五年四月まで
二代　安楽準之助　明治三十五年四月から
　　明治四十年八月まで
三代　南沢　時義　明治四十年四月から
　　明治四十年八月まで

牧場設置に伴い、牧場周辺には急に人口が増え始め、日用雑貨品等を販売する商店もできた。また、牧場に働く作業員や、職員の家族が増えたことにより、米、麦、雑穀などがよく売れるようになり、付近の農家も潤い始めた。なかには臨時作業員として賃稼ぎをする農家の人もいた。更に牧場事業の拡大により、請負工事が多くなり、そこに働く付近の農家の人々の所得も次第に向上した。また、他村から賃稼ぎのために移住してくる人々も多くなり、そのために子供の教育施設の必要が生じ、明治三十一年（一八九八）五月、母ヶ野に中津川尋常小学校母ヶ野分教場が設置されることになった。校舎は栗川温泉の自炊小屋を買い取り、集落民の労力奉仕によって建てられた。修業年限は三か年で、一年生から三年生までの複式授業であり、祝祭日や卒業式など年に数回は、中津川の本校に行かなければならなかった。

明治三十五年、鹿児島―西国分（隼人）間の鉄道開通と横瀬―牧場間の道路整備により、一時横瀬が交通、経済の中心となりにぎわいをみせた。その後、牧園麓―霧島温泉間の県道開通、国鉄肥薩線の開通により、牧場周辺の人口が激増し、明治四十一年三月、竜石（現在の高千穂）尋常小学校が設置された。母ヶ野分教場はそのまま置かれていたが、大正五年九月に廃止された。

明治二十九年五月以来、一〇年余りにわたって経営されてきた九州種馬牧場も軍馬供給の必要性がなくなり、同四十年八月、内閣告示第四号をもって廃場となった。その後、建物と用地の一部を引き継いで同月、鹿児島種馬所として新しく出発することとなった。このころになると、交通事情も牧場時代に比べて便利となり、更に明治四十三年、高千穂街道が開通するに及んで、かつての

牧場周辺も更ににぎわいをみせることとなる。

大正のころ、初めてトマトを作っていたことも聞いた。牧場が桜の名所として有名になったのもこのころであるから、種馬所に変更された明治の末に植樹されたものであろう。

この牧場に配置された馬は、フランス搬入のフェドル号、サラブレッドのアルピオン号、フリーボン号、ポーツアウス号、アラブ種のガズラン、エルステ、アングロアラブのイスベール号などであり、牧場廃止の際払い下げを受けた民間の馬はその後も愛用され、今も荒田にはその墓が残っている。

イスベール号の墓

第七章　日露戦争

一　和気清麻呂遺跡碑の建立

明治三十四年（一九〇一）秋、和気公遺跡碑が、犬飼滝のほとりに建てられた。この地は島津斉彬が嘉永六年（一八五三）に巡歴し、和気清麻呂が流謫（配流）された遺跡の地と定められ、当時教科書にその名を掲げられて、奈良時代第一の忠臣として特筆大書されていたのであるから、教育的にも大きな意味を持っていた。

建碑の主力となったのは在京の有志である。かねて斉彬公が天下に紹介された和気清麻呂の遺跡が、斉彬公手植えの松の残るのみに放置せられているのを嘆き、その植樹五〇年に当たる年を記念して着手されたのである。

この年は清麻呂没後一一〇〇年に当たる年でもあり、東京の県出身者の間に、広く募金の企てが試みられていた（詳細は県立図書館蔵薩藩旧記に記されている）。

その後二五年、大正十四年（一九二五）に「照国公手植の松の碑」「稲積翁碑」「稲積翁宅跡」「高寺跡碑」「亀園淵碑」などが建てられた。

和気清麻呂は戦後の歴史には影の薄い存在となっていた。しかし、この人は平安京を開くために造宮大夫の要職につき、京都一〇〇〇年の基を定め、大阪にも摂津大夫として土木事業の上にその手腕が示されているので、新しく再発見されなければならないのではあるまいか。

二　日露戦争

明治三十六年（一九〇三）当時の中津川小卒業生の一人が次のような日記を残している。

二月十四日　曇天　樟脳の葉取り　二十輪あり
　　収入　壱円四拾銭
　　支出　五拾弐銭　荒粟一斗代　弐拾銭　薬代
　　拾弐銭　煙草代　二十二銭　塩代
二月十八日　曇天暖　県道修繕へ出る
　　収入　竹皮　二銭
二月二十一日　曇天　学校建築に出る
二月二十三日　曇天　井手上清来る

相伴い国分へ行く四時頃帰宅「言文一致文例」清へ貸す

純農村であった中津川の生活は、この日記のふしぶしに窺えるようにつつましく、また、きびしいものであったと思われるが、日本はようやく軽工業の段階を脱却し、重工業に足をふみこみ、先進国に近づこうとしていた。

この時に当たり満州を舞台として、南下しながら兵力増強を図るロシアを、先制攻撃して宣戦を布告したのは明治三十七年二月であった。しかし、難攻不落を誇った旅順の二〇三高地を陥れたのは翌三十八年の一月一日のことである。ようやく奉天（今の瀋陽）の陸軍の大決戦に勝利を収めたのは三月の十日であった。後進国日本にとって、それは大きな不安であった。日本の戦力はようやく底をついてきたのに対し、ロシアはバルチック艦隊を派遣、はるばる印度洋を越えて大迂回させつつあり、戦局の逆転もありうる情勢であった。こうした時点で戦われた日本海海戦の奇勝は、両国講和のきっかけをつくった。

この戦役における牧園村出身の物故者は、次の六人であった。

牧園村の日露戦争戦病死者

氏名	死没年月日	年齢	階級	死没場所
池田義彦	明三七・一〇・三一	二五	陸軍歩兵上等兵	満州
川原喜次郎	〃二八・四・三	三三	〃一等卒	清国盛京省
遠山甚七	〃二八・九・三	三	〃二等卒	〃〃
川西新太郎	〃三七・一一・九	三	〃〃	小倉陸軍病院
大窪袈裟介	〃二八・一・六	三	〃一等卒	清国盛京省
大山栄介	〃二八・二・一		〃輜重兵伍長	清国西関病院

三　国立製材所の設置

日露戦争の勝利は日本国民の自覚をうながして、政治外交経済に一層の躍進がみられ、明治初年以来の懸案であった不平等条約の改正も、ようやくその緒につき、明治四十年（一九〇七）に義務教育たる尋常小学校の修業年限を六か年に延長し、教科目には日本歴史、地理、理科を加え、高等小学校は三か年とすることができるよう改正された。

牧園村に国立の製材所が建設されたのはこのころであ

るが、この辺りは今でも「製材所」と呼ばれている。万膳水堀地区に国立の製材所があったのは、明治三十六年から、大正八年に至る一八年間であった。水堀地区には当時としては珍しい火力による製材所があり、その周辺には製材所団地や職員宿舎などが築造され、一時は大変な隆盛を極めたといわれる。

作業工程は霧島国有林の大木を伐採し、木馬（きうま）に乗せて、山道に敷き詰められた小木の上を、引き手が油を塗りながら人力で運んだ。

製材所では、建築用材や板として製品をつくり、あるいは直径二メートル以上の巨木のまま製材所から牧園駅（現在の霧島西口駅）までの林道（軌道）をトロッコで運んだが、この作業は非常に危険で、多くの死傷者が出たといわれる。

当時の牧園駅には、大量の材木や丸太の巨木が積まれていた。しかし、このように隆盛を極めた万膳製材所も霧島が国立公園に指定されることが予想され、森林の伐採がその景観を損なうことなどもあって、大正八年に廃止されるに至った。

当時の従業員は、伐採人夫二〇人、製材工場職員二〇人、製材所から牧園駅までの搬送員一〇人、総勢五〇人ほどであった。

藩政時代における周到な山林保護の政策は、幾百年良林の荒廃を防ぎ、藩の経済に少なからざる余裕を与えてきたが、維新後は濫伐が起こり、そのうえ西南の役の兵乱のため荒廃したが、国有林に林区の制度が実施されたのは明治十九年四月である。

同二十五年の調べの中に、万膳・鉾投・黒岩・新床の官林が示されている。三十年に森林法が制定され、四十年の改正森林法によって森林組合の制度ができたが、牧園に森林組合ができたのは昭和十六年であった。霧島の

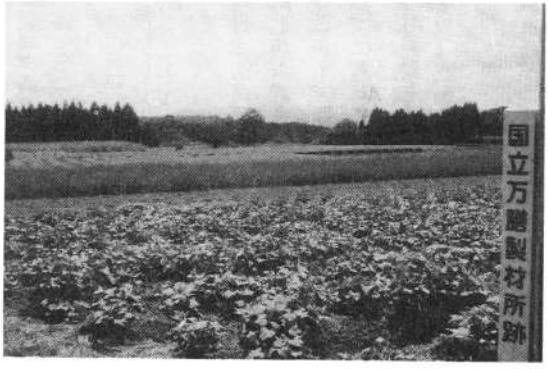

国立万膳製材所跡

ノカイドウの分布が牧野富太郎博士（東大講師）によって注目されたのは明治四十二年であったが、農林省が天然記念物としてこれを指定したのは大正十二年のことである。

第八章　明治末期から大正期

一　明治末期の牧園

明治四十二年の文書「村治」から、その実態を見てみよう。

1　町村会

種別　村会　　会数　一

議員数　士族十一人　平民五人　計十六人

選挙権を有する者

士族二八四人　平民五九一人　計八七五人

2　町村吏員月俸調

階級別		人員	支給金額		
			月俸	報酬	合計
村長	十円以上	一人		一三円	一三円
助役	十円以上	一人		一〇円	一〇円
常務学務委員	名誉職	一人		八円	八円
常設委員	〃	六人		三四円	三四円

収入役書記	六円以上	一人	一〇円		
計	六円以上	八人	六六円	六六円	一〇円
		一八人	七六円	六五円	一四一円

3　不具者職業調

職業別	聾		聾唖		盲		風癲		白痴	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鍼灸術			一	一	三	九	一		一	一
無職			一	一	三	九	一		一	一
計			一	一	六	九	一		一	一

4　道路の延長（町道）

幅壱間以上　二〇里九町四三間

5　橋梁の個所及坪数

個数			坪数		
総数	県税	市町村費	総数	地方税	市町村費
九三六			一四八坪	五二坪	九六坪

6　溜池用水路

溜池堰堤溝梁				閘及樋
個所	面積	個所	延長	個所
	二六四町八間	三九	一五里一六町	四〇

7　人口及戸数

明治四十一年十二月三十一日現在

人口七二九二人（前年ヨリ増一七一人）

戸数一二四五戸（　〃　一七戸）

前四十年ニ比シ人口及戸数増加スルハ本村ハ土地広漠ニシテ未ダ開墾耕作シ得ルノ地多キニ依リ年々入寄留者及転籍シ来ルモノ増加シ且ツ近来出生届出ノ義務ヲ怠ルモノ少ナキニ依ル。

8　学　事

学校数五　分教場一

学校ト家庭トノ連絡ヲ通スル為メ春秋二回父兄懇話会ヲ村内各学区毎ニ其小学校ニ開催シ村長及校長各教員学務委員等出席シ父兄ト諸般ノ協議ヲ為シ以テ連絡ヲ取レリ。

9　衛　生

○伝染病

四十一年中ハ伝染病患者一名モ発生セズ避病舎開舎ノ要ナカリキ

○種痘

種痘ハ春秋二回未痘児及再三種マデ施行スルヲ例トスルモ四十年末来大坂・兵庫・佐賀地方等ニ天然痘患者発生シ病勢猖獗ヲ極ムルノ報アリシニ依リ之レカ予防策トシテ種痘ヲ励行シ前記再三種人員以外ニモ多数接種シタリ

衛生思想ノ普及及清潔法施行等ニ就キ春秋二回衛生談話会ヲ開催シ衛生正副組長及衛生部長ヲ出席セシメ諸般ノ協議ヲナシ猶ホ医師ヲ招シテ衛生上ノ講話ヲ為サシメタルニスコブル聴衆ニ感動ヲ与エタルモノノ如ク一般ニ進ンデ清潔法ヲ励行スルノ傾向トナレリ

10　農　事

○四十一年ハ風雨旱等ノ天災ナカリシ上諸作物一般著シキ害虫ノ発生セザリシ為メ近年マレナル豊作ニテ平年作ノ一割以上増収ヲ見タリ

○養蚕ハ漸次飼育戸数増加スルト共ニ従来ハ大抵春蚕ノミ飼育セシモ本年ヨリハ夏秋蚕マデ飼育スル戸数増加シイズレモ良好ノ結果ヲ得タリ、ナホ常置及短期ノ蚕業教師二名ヲ聘用シ一層奨励ヲ計リツツアリ

○煙草作、本村ハ四十年以来煙草ノ試作地区域ニ編入セラレ地質之レカ耕作ニ適シ四十一年ノ耕作反別ハ十二町六反歩余ニシテ其ノ賠償金額実ニ四千二百拾円ノ多額ニ上リ農家ノ副業トシテハ此ノ上ナキ恰好ノ作物タリ故ニ年一年ニ一般之レカ耕作反別ヲ増加シツツアリ

11　税　務

近来国県税其他諸税滞納者ヲ出サザル事ニ勉メタル結果、漸次コレガ人員ヲ減少スルニ至レリ、独リ村税ニオイテハ滞納者猶減ゼザルハ甚ダ遺憾ノ次第ニテコレガ弊風矯正ニ勉メツツアリトイエドモ未ダ充分ノ効果ヲ見ズ。由来本村ハ基本財産ノ設備甚ダ乏シク歳入金ノ多クハ各戸ノ負ウ処トナリ一般負担多額ナル為メ従テ良好ノ成績ヲアグル能ワズト認ム。然ルニ将来基本財産構成ノ目的ヲ以テサキニ村内官有林野多数ノ払下ゲ予約ヲナシアルニ依リコレガ村有トナリタル暁ニハ幾多ノ収入出デ此ノ幾部ヲ歳入トセバ従テ各戸ノ負担モ軽減トナリ良好ノ成績ヲアグル難カラザルナリ

12　財産明細

田	一反九畝一三歩	
畑	八反四畝二三歩	
宅地	六反一畝一三歩	
山林	四反四畝　四歩	
家屋	三〇棟　四七七坪	
鉱泉	一二歩	
原野	一畝	
村基本金	一一二〇円五九銭一厘	
有価証券	六枚　一一〇〇円	

二　大正初期の牧園

大正四年の「村治」をみる。

1　選　挙

○衆議院議員　有権者一四四人
　三月二十五日選挙一三九人投票
○県会議員　有権者三七三人
　九月二十五日選挙二一二人投票
○郡会議員　有権者三七二人
　十月二日選挙四十人投票

2　衛　生

○清潔法は春季・臨時・秋季の三回施行
○伝染病患者発生せず
○種痘は八月五日～七日実施
　第一期二六九人　第二期二九二人
○壮丁トラホーム及花柳病検診一月二十八日執行
　受験人員六〇名　トラホーム十二人、花柳病一人

3　村条例及規定

○伝染病予防救治従事者へ手当金支給規定

○牧園村小学校基本財産蓄積条例
○牧園村有給吏員給与条例

4　村　会

○通常村会四日、臨時村会十三日計十七日
○議案件数三十件

5　戸　籍

○出生児　男一四二人、女一二六人　計二六八人
○死亡者　男五五人、女五一人　計一〇六人
○出寄留者　男二八五人、女二〇四人　計四八九人
○入〃　男五九四人、女四六〇人　計一、〇五四人
○本籍人口　男四、四八三人、女四、四〇二人
　計八、八八五人
○本籍戸数　一、二三八戸
○現在〃　一、四六八戸
○現住人口　男四、七三七人、女四、六五一人
　計九、三八八人
○外国へ在留者　男九人、女三人　計十二人

6　主要産物収穫高

米　七、六三八石　麦　五、〇七七石
粟　五、七八五石　大豆　一、〇七二石
菜種子　一、三二五石　繭　七七石

7　畜　産

○出生　仔馬四一二頭　仔牛三六頭

8　村内有租地

○田　三三五町四反六畝十八歩
○畑　二、一〇六町四反三畝九歩
○宅地　三一万二、六九二坪
○山林　九八六町八反九畝十一歩
○原野　二、五四一町七反五畝三歩
○鉱泉　六畝十七歩

9　兵　事

○五月十日横川徴兵署にて壮丁身体検査七二名受検、六九名合格
○陸軍入営者十四名、海軍入団者三名
○陸軍帰郷者十名
○在郷軍人　陸軍四四〇人、海軍五人

10　学　務

校名	職員数	児童数
牧園校	九	三五二
万膳校	四	一八三
竜石校	四	一一三
三体校	三	九一

校名	職員数	児童数
中津川校	七	三一一
持松校	三	一二二
計	三〇	一、一八二

11　税務

○国税

地租	八、三四五円三六銭五厘
所得税	七一〇円八四銭
営業税	五六四円一〇銭
醤油税	四九六円五〇銭
売薬税	九円
計	一〇、一二五円八〇銭五厘

○県税

地租	二、七七四円七六銭
戸数割	三、〇五一円六四銭
営業税	三六六円四三銭
計	六、一九二円八三銭

○村税

地租附加税	一、五〇六円一六銭
戸数割附加税	一一、六九三円九四銭
営業〃	二五八円二二銭
雑種税〃	一、四三四円
所得〃	五二円四六銭
計	一四、九四四円七八銭

12　職業別戸数

種類	専業	兼業	計
農業	一、〇四六	二四一	一、二八七
工業	〇	三八	三八
商業	四〇	八八	一二八
雑業	〇	三〇	三〇
合計	一、〇八六	三九七	一、四八三

13　大正三年の赤痢大流行

大正三年に本村に赤痢が大流行した。七月二日三体堂に発生してから全村に及び一二四名の多きに達した。役場吏員は一時は全員がその予防救治に従事し、病舎不足の為一棟増築しそれらの費用に三千余円を支出した。字毎の患者数・死亡者数次の如し。

宿窪田	九(〇)	三体堂	一九(一)
万膳	一三(一)	下中津川	二八(四)
上〃	二二(〇)	持松	三三(六)

三　大正後期の牧園

大正十二年の「村治」は次のようである。

1　選　挙

○衆議院議員選挙権を有する者　四三九名
○県会議員選挙権を有する者　一、一一四名
○村会議員選挙権を有する者　一、一一四名
○九月二十五日県会議員の選挙を行ない有権者九五七人にして内投票したる者八八二人なり。

2　衛　生

○本年中伝染病患者の発生を見ず仕合せなりき。定期清潔法及種痘は例年の通り施行せり。
○建築中の伝染病隔離病舎は工事に三月十六日着手、八月二十五日竣工したり。完全なる病舎を建築し得たるは大に喜ぶべき事とす。

3　兵　事

○壮丁人員八五名にして内合格したるもの一四名
○陸軍現役兵志願者なし
○退営帰郷したるもの一二名
○海軍志願者二名にして内合格したるもの一名
○帰郷したる海軍兵一名

4　勧　業

○煙草
耕作人員一〇九人、作付反別五町四反八畝歩
収穫高一八六貫、価格七、二一四円
（降雨多きため被害約二割減）
○主要物産収穫状況

種類	作付反別	収穫高	価格
水稲	三八〇町	四、六三〇石	一五三、三九六円
陸稲	三〇〇〃	一、二六〇〃	三九、〇六〇〃
田麦	二二〇〃	一、三六六〃	一二、三〇九〃
畑麦	二三三〃	九三九〃	七、六〇五〃
粟	四五五〃	八、五二〇〃	五一、一二〇〃
大豆	三八五〃	一、九二五〃	三六、五七五〃
そば	一八三〃	一、六四七〃	一三、一七六〃
菜種子	一九五〃	一、五二一〃	一九、九七三〃

○年内出産仔馬三〇六頭内斃死一三頭
残り二九三頭、価格二六、四二〇円
○蚕業は全部全芽育を奨励し共同飼育をなさしめたり収繭状況

種別	掃立枚数	収繭高	価格
春蚕	一八〇枚	九五二貫	九、五二八円
夏秋蚕	三九五〃	一、三二八〃	一〇、九五二〃
計	五七五〃	二、二八〇〃	二〇、四八〇〃

繭の販売については正量取引を奨励し都城郡是会社と契約して其大部分を販売し残余は横川村共同販売所にて販売したり。然るに将来掃立枚数の増加と本村に共同販売所を設けたくいずれも養蚕組合において計画中なり。

5　学　事

○村内各校職員・児童数

校名	学級数	職員数	男	女	計
牧園校	一〇	一三	二七五	一九六	四七一
三体〃	三	四	六八	四五	一一三
万膳〃	七	九	一五五	一二五	二八〇
中津川〃	八	九	二二八	一七一	三九九
高千穂〃	三	四	九三	七一	一六四
持松〃	三	四	七四	九三	一六七
計	三四	四三	八九三	七〇一	一五九四

6　有租地

田	三七八町一反六畝一九歩	
地価	七八、五六〇円五一銭	
宅地	三〇万四、一二四坪	
地価	五五、五三一円二一銭	
畑	二、〇八二町一反七畝二五歩	
〃	六六、四二〇円八六銭	
山林	一、〇二一町五反三畝一歩	
〃	七、一五六円六一銭	
原野	二、六〇一町二反一畝二九歩	
〃	五、一二七円六〇銭	
鉱泉	六畝二五歩九合四夕	
〃	六五〇円一七銭	
雑種地	二畝七歩	
〃	八銭	

7　戸　籍

○出生　男一七〇人、女一九二人、計三六二人
○死亡　男八二人、女一一三人、計一九五人
○婚姻九五件、離婚一五件
○入寄留　男五〇七人、女三五七人、計八六四人
○出寄留　男三二六人、女四一七人、計七四三人

8　税　務

○国税

種別	発布高	納入高	滞納高
	円 銭	円 銭	円 銭
田租	三、五二三、四四	三、五二三、四四	〇
宅地租	一、三七八、五〇	一、三七八、五〇	〇
畑、雑地租	三、六六三、四八	三、六六三、四八	〇
所得税	三、四三〇、七五	二、四三〇、一六	六、五九
営業税	二、四三二、三三	二、三三〇、一〇	一三、一三
醤油税	七一六、五〇	七一六、五〇	〇
売薬営業税	四九、〇〇	四九、〇〇	〇
計	一五、一九九、八九	一五、〇七〇、一八	一二九、七一

○県税

種別	調定額	納入額	未納額
	円 銭	円 銭	円 銭
地租割	一〇、五三三、九九	九、三五五、〇五	一、一七七、九四
戸数割	八、三三七、四二	七、〇一七、四五	一、三一九、九七
所得税附加税	八一、九九	七八、六九	三、三〇
営業税附加税	一、四七四、四〇	一、二三、八〇	三六一、六〇
売薬附加税	一、四七	八三	六四
県税営業税	六一、四七	五五、九六	八五、五一
県税雑種税	三、四〇五、五一	二、九六七、六五	四三七、八七
計	二四、四四五、二六	二一、〇五八、四三	三、三八六、八三

○村税

種別	調定額	納入額	未納額
	円 銭	円 銭	円 銭
地租附加税	四、八〇三、〇五	四、八〇〇、三	二、九三
国税営業税附加税	一、一八、三八	一、〇〇八、三九	一〇九、九九
売薬営業税附加税	二、五〇	一、四〇	一、一〇
所得税附加税	二三七、三八	二三八、二五	九、一三
県税営業税附加税	六一、四七	五一〇、〇一	九一、四六
県税雑種税附加税	三、四五五、五二	二、五九一、〇一	八二三、五一
戸数割附加税	三七、〇四〇、八九	三三、四一五、五七	四、六五五、三三
計	四七、二四九、一九	四一、六六五、七五	五、六八三、四四

9　村会

会数一回、日数二七日、附議件数五二件

議員定数一八人（現在一六人）

10　月俸

村長三八円、助役三四円、収入役三三円

常設学務委員二七円、畜産技手五〇円

11　不具者職業別

種別	聾		聾唖		盲		白痴		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鍼灸術	—	—	—	—	二	—	—	—	二	—
無職	—	—	二	一	三	三	三	二	八	六
計	—	—	二	一	五	三	三	二	一〇	六

12　村基本財産

現金　一、一三四円六銭
農工銀行株券　旧株四九四株　新株二四七株
宅地　六畝六歩
田地　一反六畝五歩
畑地　四反二畝二一歩
山林　四反三畝一〇歩
鉱泉　一二歩

第九章　大正デモクラシーと牧園

大正期の安楽

薩の海軍、長の陸軍という名に支えられ、戦われた日露戦争の後、なおしばらくは藩閥内閣が交代したが、大正十年（一九二一）、原内閣の成立とともに、民本主義（当時デモクラシーをこう呼んだ）を基調とした政党政治へと進んでいき、大正三年に始まった第一次世界大戦に日本は極めて有利な立場にあり、その後数年、好景気はその絶頂に達し、政治的にも経済的にもいわゆる大正デモクラシーの風潮にわいたころである。

そのころ中津川で、当時としては珍しい水力発電所の工事が始まった。大正六年から十年ころまで続いたトンネルの掘さく工事には、多大の人員物資が投入され、安楽・妙見には多数の飯場が設けられ、炭山地帯のようにぎわいを呈した。

○妙見発電所創設

発電所名　鹿児島第五発電所

電圧（発電機）　三千五百ボルト

電流（発電機）　第一号機二三九・五アンペア　第二号機二九八アンペア

落差　第一号機二九七尺　第二号機一二四尺

鉄管の太さ　第一内径三尺　第二内径六尺

トンネルの長さ　約五キロ　（昭四、牧小郷土誌所載）

当時の小学生の目に映じた工事現場について、そのころの作文（当時は綴り方といった）を紹介する。

夜業見に　　高二　安栖　豊

僕の家のすぐ上に、こんど発電所の水路を作るのに、毎晩夜業があるので、僕は弟と二人、夕飯がすむとすぐ、工事場に行ってみた。二間位づつ隔てて電燈がいくつともなく燿やき、セメント倉庫の側には高さ三間ぐらいの円柱木が立ち、其の上には百燭光位の電燈が取りつけてある。それは下の方からセメント樽を人がかついでくる道が明るいようにつけてあるのである。

そこから少し右の方に行くと、水路の上に橋がかけてある。それは農人の通行する橋であるそうだ。橋のすこし左の方には二間半位、もう上の方が石でまいてあるのだ。

こんどは又もとの所に来て左の方へ行く、とそこにはとなりの電工夫の広志君が電燈をつけてゐる。「今夜も来たのか」「はあー」と返事して、こちらはあまりおもしろくないので、又後の方へ引きかへした。弟が「もうかへろう」と言ふので、「うん、かへろう」と言って家へ帰った。

（中津川小学校・大正十年「子供と学校」所収）

ところでこれまで自然にまかせられていた出産が、医学的に改められたのは明治四十年（一九〇七）ころからで、初めて産婆を職業とする者が生まれた。

大正の初めに開業した前田ナヲは八千人の村をひとりでかけ回っていたが、「初産の陣痛は十七、八時間、この間異常がなければまず安産、お産は何回してもけいこがいかぬもの」と言っている。それまでの出産が思いやられる。

このころ町内の温泉場にラッパで人集めをし、一斉に売薬をする白衣の障害者の人たちがあった。この人たちは日露戦役の戦傷者であったと後で聞いたことがある。

世の好景気に背いて、新しい工場を目指して地方の若い娘たちが工女として出稼ぎに行き、貧困な工場生活におりなされる〝女工哀史〟も少なくなかった。「肺病」という業病が農村を毒するようになったのもこのころである。

出稼ぎの第二の広場は朝鮮であり、満州であり、福岡の炭山であった。しかし、寒冷地に慣れないし、乾燥気候に毒されて、肺病や脚気になやまされる者も多かった。出稼ぎに失敗した者を受け入れるのも、田園の憂うつの一つとなった。こうして昭和を迎え。世界的な不景気の大波の中に、農村はひっそくの時期を迎えるのである。

〔参考〕 **霧島と日暮れさぁ**

鹿児島雑筆第五十六号に掲載された鹿児島自然美画会の越山正三会長は次のように記している。

大正十四年十一月のことである。鹿児島県庁舎が完成し、鹿児島農工銀行がその建築祝として記念の絵を贈ることとなり、垂水出身の画家和田英作が招かれ、霧島の絵を描いていただくこととなった。画伯には、青年画家谷口午二、青年彫刻家安藤照が同行した。

天気が思わしくなくて、画伯たちは一週間ほど栄尾に滞在する破目となった。時が経つにつれて、隣室の客が気がかりとなってきた。午二と照とは顔を見合わせて言いあった。隣の客は、どうもしゃれた御人だ、というのである。廊下を通る時も、タオルを頬かむりをしたようなかっこうをして、傍若無人といった風態である。

女中も不審に思っている。宿帳をしらべてもらった。午二、照たちは教育業として宿帳に記帳したのであるが、隣の客は、和歌山県人著述業としてあるという。

旅館の番頭は、ひぐれさぁというあだ名をもった有名な番頭であった。ひぐれさぁ曰く、おとなりさんは、一日中微吟低唱をつづけながら、鉢巻姿で和紙の上にまたがるようにして字を書いておられる。

ある日の朝、宵の明星が谷間に光っていた。早く起きないか、といって、奥さんを起しておられた。

栄尾滞在中に、英作画伯は霧島の制作のあいまに、青年午二の肖像画（四号）も描かれた。

著述業の夫妻はやがて鹿児島へ出られた。画伯一行も、制作を終えて鹿児島へもどった。

帰ってみて、新聞を読んでおどろいた。若山喜志子の名で、霧島吟行の随筆がのっていた。隣りのしゃれた、微吟低唱の客こそ若山牧水夫妻であったことを知らされた。

谷口午二は、あらかじめ出席届を出しておいた牧水歓迎会に出席し、幾山河の歌をしるした短冊をいただいた。歓迎会で牧水が記念に渡された数々の記念の和歌は、栄尾旅館での微吟低唱の折の書であった。

牧水霧島にて、の記念の歌としてのこされた「ありあけの……」につづく歌は、宵の明星の歌が原歌であったものが、後になって有明の月にかわっていた。

有明の月は冴えつつ霧島の
やまの渓間に霧たちわたる

ところで、栄尾旅館は、その番頭のひぐれさぁで有名な旅館であった。彼は世の中をまっすぐに、あたりまえに渡る人間であった。

ある日博多に用が出来て、博多行きの列車に乗った。熊本駅に汽車が到着したときには、もう日はとっぷり暮れてしまっている。番頭は、列車の中で泊まるわけにはいかないと思い、忽々と熊本駅に下車し、翌朝の列車に乗ることとした。番頭は、福岡に電報をしたためた。

ここにおいて、もはや日は暮れ候につき、熊本にて下車、一泊仕り候

これ以来、日暮れさぁという異名をとって、栄尾旅館の看板男となったものであった。なお、牧水のこの折の山荘での歌は、現在、霧島林田ホテルの前庭に歌碑となっている。

第十章　昭和初期

一　昭和初期の牧園村

昭和七年の記録「村治」の内容を掲げて、当時の実情をみよう。

1　本村に於いて昭和七年中記念すべき又特記すべき事項として、本村民の熱望たりし霧島国立公園内定され区域決定も近きにあり、本村将来発展上慶賀に堪えざる次第なり。時局匡救事業として、本村においては県直営県道改修又村営としては村道改修工事荒田線三体堂線着手し着々其の工の竣工に進みつつあり。

戸数人口は年々増加しつつある現状なり。財界不況の際納税成績甚だ遺憾に堪えざるものあり。俸給其他の支払を撕くなしつつありて督励に勉めつつあるも其の成績佳良ならず。又時局に対する国民の覚悟の証左とも云うべき陸海軍人志望者本村においても年々其の数の増加を見るは喜ぶべき現状なり。

2　予算

七年度予算決定の為二月二八日歳入総計七万九千八百七〇円、歳出総計七万九千八百七〇円を議決し、其の後追加予算として六千六百四十八円を増加し八万六千五百十八円となりたり。

3　各種選挙有権者数（七年九月十五日現在）

衆議院議員選挙　二、二六九人
県会議員選挙　二、二二九人
村会議員選挙　二、二二九人

4　村　会

議員数　二二名（十二月十日現在。十二月七日田島源一氏死亡）
村会日数　一九日
議案件数　九一件

5　衛　生

○清潔検査は例年の通り四月七月十月の三回施行せり年々その成績向上しつつあり本年は部落を一団とし表彰せんと計画す。

○種痘は定期種痘を五月に実施

総接種者	第一期	三三七人	
	第二期	二七八人	計六一五人
善感者	第一期	二二二人	

第二期　一九四人　計四一六人
不善感者　第一期　六六人
第二期　七八人　計一四四人
検診未了　第一期　四九人
第二期　六人　計　五五人
○トラホーム検診は三月に実施
実検人員　男　一一九人
女　一〇九人　計二二八人
内重症　男　一人
女　〇人　計　一人
軽症　男　一三人
女　五人　計　一八人
○伝染病は大字持松に疫痘一名発生し死亡せり。

6　戸　籍

出生児数　男　一九一人
女　二一七人　計　四〇八人
死亡者数　男　九一人
女　八三人　計　一七四人
婚姻数　一四三件
離婚数　八件

7　兵　事

○昭和七年二月二六日上海附近の戦闘に於いて海軍特別陸戦隊に属したる持松出身一等水兵中小路清彦君名誉の戦死をなせり。即日海軍三等兵曹に進級せしめられたり。後勲八等に叙し白色桐葉章及功七級金瑪章を下賜せらる。三月三日遺骨到着するや三月八日佐世保鎮守府司令長官代理、鹿児島県知事代理以下多数参列し盛大なる村葬を執行せり。
○壮丁人員数　一〇一人
内甲種合格　二三名
内陸軍入営者　九名
海軍入団者　二名
○適令未満志願者　一〇名（内合格入営者四名）
○陸軍帰休退営者　一五名
海軍帰休退団者　一名
○海軍応召者（七ヶ月）　一名
○海軍志願兵志願者　一八名
内合格者　五名
内採用者　一名
○壮丁トラホーム患者　八名
花柳病患者　なし
○昭和七年中に陸軍将校三名、海軍将校一名を見たり。

8　学務

○青年訓練所状況

青年訓練所は昭和六年度より牧園高等公民学校を以て充当し年末生徒数一九七名なり。

○村内各小学校学級・職員・児童数

校名	学級数	職員数	児童数 男	児童数 女	児童数 計
牧園尋常高等小学校	一四	一五	三一〇	二七七	五九七
三体尋常小学校	三	三	六八	八七	一五五
万膳尋常高等小学校	七	七	一六五	一六〇	三二五
中津川　〃	一〇	一一	二五〇	二二五	四七五
高千穂　〃	七	七	一三三	一三二	二六五
持松尋常小学校	四	七	八三	九二	一七五
計	四五	四七	一〇一九	九七三	一九九二
農業裁縫専科		九			

○村内公民学校状況

時代の趨勢に伴い出席歩合向上を計る目的にて先年より各校併置を牧園公民学校として合併し収容せるに、出席歩合やゝ向上せり。尚牧園公民学校以外に各小学校に女子公民学校を存置し女子のみ収容しつつあり。

校名	学級数	職員数	生徒数 男	生徒数 女	生徒数 計
牧園公民高等学校	九	六	二六七	二〇	二八七
三体女子公民学校	一	二	〇	一〇	一〇
万膳　〃	一	二	〇	一六	一六
中津川　〃	一	二	〇	二五	二五
高千穂　〃	一	二	〇	一七	一七
持松　〃	一	二	〇	九	九
計	一四	一六	二六七	九七	三六四

9　区及区長氏名

宿窪田　第一区　湯前　進

〃　二〃　長崎　末吉

〃　三〃　宮原　哲哉

万膳　一〃　池田　壮一

〃　二〃　松田三袈裟

三体堂　一〃　立元　万助

〃　二〃　福満七次郎

〃　三〃　青山　清治

下中津川　一〃　迫　金蔵

〃　二〃　福村　三熊

下中津川	三区	青山　清吉	
〃	四〃	馬場藤五郎	
上中津川	一〃	大津　新蔵	
〃	二〃	板越　清吉	
持松	一〃	田方　高清	
〃	二〃	池田　光重	

10　予算内訳

○経常部

科目		予算高	支出高	残高
神社費		円 一二〇	円 銭 〇	円 銭 一二〇
会議	〃	六〇三	〇	六〇三
役場	〃	一四、六五三	五、〇四七、三六	九、六〇四、六四
土木	〃	四二〇	一二四	二九六
牧園校	〃	一三、七九六	六、〇七五、八八	七、七一〇、一三
三体校	〃	三、四四四	一、四二〇、一五	二、〇二三、八五
万膳校	〃	七、〇三一	二、八六七、九五	四、一五三、〇五
中津川校	〃	九、八八二	四、〇二九、八〇	五、八五二、一〇
高千穂校	〃	六、六九五	二、六二三、九八	三、九一、〇二
持松校	〃	三、九八〇	一、五八一、八〇	二、四〇八、一〇
小学校共通	〃	一、二七九	一三二	一、一四七
牧園公民校	〃	三、六〇九	一、四七一、一六	二、一三七、八四
三体女子公民校	〃	一四〇	六〇	八〇
万膳費		一四〇	六〇	八〇
中津川	〃	一四〇	四〇	一〇〇
高千穂	〃	一四〇	四〇	八〇
持松	〃	一四〇	六〇	八〇
伝染病予防	〃	一三三	〇	一三三
伝染病院	〃	六七	一六	五一
衛生諸	〃	二〇〇	〇	二〇〇
救助	〃	五〇〇	七八	四二二
警備	〃	六四四	〇	六四四
基本財産造成	〃	九八四	〇	九八四
財産	〃	八四〇	一四八	六九二
諸税及負担	〃	九五〇	二五八、七五	六九一、二五
選挙	〃	三	〇	三
地方改良	〃	一〇〇	三〇	七〇
統計	〃	二一七	〇	二一七
雑支出	〃	四二三	三二、二	四〇〇、八九
予備費		二二〇	〇	二二〇
経常部計		七一、四〇一	三六、一九六、九四	四五、二〇四、〇六

○臨時費

匡救土木費		円 六、五二六	円 銭 〇	円 銭 六、五二六
勧業諸	〃	二四〇	〇	二四〇
公債	〃	三、七一四	〇	三、七一四
補助	〃	四、四〇五	四五七、五〇	三、九四七、五〇

雑支出	二三〇	二三、五〇	二六、五〇
臨時部計	一五、二七	五七一	一四、五四六
総計	八六、五八	二六、七六七、九四	五九、七五〇、〇六

○部落費

	円	銭	円	銭	円	銭
宿窪田	七、三二	六三	〇		七、三二	六三
三体堂	一五、三		六、八四		八、四七	
万膳	二、五四		〇		二、五四	
下中津川	三三〇、四三		〇		三三〇、四三	
上中津川	四、九三		〇		四、九三	
持松	一七、九七		六、〇七		一一、九〇	

12　勧業

○馬生産頭数　一八三頭　評価格　一二、三一五円
　内せり市売却頭数　一二六頭　価格　八、三一九円
○牛生産頭数　二七二頭　評価格　八、八五四円
　内せり市売却頭数　一二三頭　価格　三、七四五円
○現在馬飼育頭数　牡馬　七三頭
　騎馬　六四頭
　牝馬七八八頭　計九二五頭
○煙草耕作成績
　耕作反別一四四反、耕作人員二一三人
　量目二一一三キロ、総賠償金一四、二七九円五五銭

大字別耕作人員　宿窪田　三七人
　三体堂　一八人
　万膳　六一人
　下中津川　二八人
　上中津川　三九人
　持松　三〇人

○養蚕

種別	掃立枚数	収繭高	価格
春蚕	七、四五g	三、五〇貫	八、八三円
秋蚕	四、七三五g	二、四〇一	三、五二三円
計	一三、六八〇	五、九五一	三、三六円

○主要物産収穫状況　　飼養戸数　三五五戸

種別	作付反別	収穫高	価格
水稲	四七五反	七、四〇四石	二六七、二五〇円
陸稲	四三〃	一、八五五〃	三四、三九三〃
大麦	二〇〃	一三〃	一三五〃
小麦	一三五〃	五六一〃	五、六一〇〃
裸麦	三九〃	三、四七一〃	二四、三三九〃
粟	四四五〃	一五三四〃	三、一〇五〃
大豆	四〇〇〃	一、一〇〇〃	一三、〇〇〇〃

13　税務

○国税徴収成績

種別	作付反別	収穫高	価格
菜種子	二六六反	九三三石	一三、八三〇円
甘藷	二五〇〃	五〇〇、〇〇〇貫	三、二五〇〃

税目	発布高	納入高	未納高
	円 銭	円 銭	円 銭
田租	四、四九、三一	四、〇五、三五	九三、八六
畑租	二、二四七、八一	二、〇七七、五八	一五〇、一三
宅地租	一、一一〇、六二	一、〇四六、一六	六四、四六
雑地租	七四、七六	七〇、一九四	三、八二
所得税	一、五一一、六五	一、四四五、二五	六六、四〇
営業収益税	一、一一六、四〇	九七七、〇五	一八九、三五
資本利子税	三八、〇〇	三五、六〇	二、四〇
計	一〇、八八、四五	一〇、八〇八、九三	五七、五三

○県税徴収成績

税目	発布高	納入高	未納高
	円 銭	円 銭	円 銭
地租割	九、九五五、四八	九、一六〇、四〇	八〇五、〇八
特別地税	二、六一三、〇一	二、四四七、七九	一六八、三三
営業収益税附加税	一、一〇七、三一	四二九、一四	六七八、一七

税目	発布高	納入高	未納高
	円 銭	円 銭	円 銭
地租附加税	四、〇六七、八一	三、七三九、七三	三八、〇八
特別地税附加税	一、一四八、三四	一、一一九、〇一	二九、三三
営業収益税附加税	三、〇〇六、八〇	二、五四六、八四	四五、九六
鉱業税附加税	一三、四六	三、一五	一〇、二一
寄屋税附加税	三、二四三、九二	二、八一八、八三	四二五、〇九
営業税附加税	五一三、七〇	三六三、〇一	一五〇、六八
雑種税附加税	四、一八二、〇〇	三、〇三八、八五	一、一四三、一五
特別税戸数割	二一〇、七九六、一二	二、八四五、四七	七、九五〇、六五
計	三六、九七二、一五	二六、四七五、〇〇	一〇、四九七、一五

○村税徴収成績

所得税附加税	八二九、五七	七三、六七	五六、九〇
鉱業税附加税	一三、四六	一、〇九	三、三七
都市計画特別税	五〇、六一	三七、一九	三三、四三
家屋税	六、四七九、五三	五、一三一、四一	一、三四七、一二
営業税	七二九、九三	三六六、一五	三六三、六八
雑種税	四、七〇八、六一	二、八六四、七九	一、八四三、八二
計	二六、四九七、五一	二一、一〇八、七三	五、二八八、七八

二　霧島国立公園の成立

前掲「村治」（昭和七年＝一九三二）の冒頭にふれてあるように、霧島が国立公園に指定される動きは既に大正七年にみえている。

国立公園は対外的にも誇示しえられるような、代表的な景勝地を保護するとともに、それを利用して国民の保健、休養を図り、教化を向上するために、一定の地域を国家で指定し、経営管理しようとするもので、はやく、アメリカにおいて提唱され、一八七二年（明治五年）イエロー・ストーン国立公園を指定されたのが、世界でも最初であった。これがヨーロッパ先進国にも伝えられ、自然保護や野生動物育成の公園など、いろいろの形の国立公園が、一九三〇年（昭和五年）ころから盛んに誕生した。

わが国でもいち早くその計画が取り入れられて、早くに国立公園協会が設定され、昭和五年、当時第一の先達であった田村剛博士が内務省衛生局嘱託として各地を調査考量、その結果、雲仙と瀬戸、そして、霧島とが最も施設開始に都合のよいところとして第一次の選に入り、昭和九年（一九三四）三月に指定されたのである。

しかし、その後わが国は、意外に早く戦いの渦中に巻き込まれた。そして、その解決が長びき、戦中戦後の混乱があまりにも大きかったために、このせっかくの指定も何らの施策が行われる運びとならず、無為のままにすごされた。

そして、昭和三十九年、改めて自然国立公園法が制定され、霧島は屋久島、錦江湾をふくめて新しい国立公園に指定されることとなったのである。

このころ着

大浪湖を行く与謝野晶子一行

手された日本道路公団による、有料道路の建設事業が進捗するにつれて、公園霧島もようやく世間から注目されるようになった。宿泊案内、その他の施設がととのえられるとともに、観光行政も推進された。国鉄牧園駅が、「霧島西口駅」と改称、よそおいを新たにしたのもこのころである。

昭和四年七月、与謝野鉄幹夫妻が霧島を訪れたのは、いわばこの国立公園招致運動の一環としてで、当時の改造社長山本実彦氏の力に負うところが大きかった。山本氏は川内市出身の、雑誌「改造」を発行した有数の出版社の社長であったが、両人の共著「霧島の歌」の晶子氏の序文には、次のように記されている。

友なる山本ぬしは薩摩の人なり。逢ふたびに県の諸勝を語り、殊に自ら生れたる西薩摩なる紫尾山脈の秀麗にして川内川の明媚なることを誇りたまふ。

こうして実現した鹿児島行であったが、その旅で生まれて来たのが歌集「霧島の歌」であり、その現地には牧園村長の富田重治や山口知事、石塚月亭などが栄之尾に待っていた。

車をば妙見の湯の軒に寄せもの言ふ時も靡く霧かな

実彦がいざと誘へばともに行く築紫火の国襲の国の山

薩摩路を磯づたいする我が心ナボリに在りし日の如きかな

というのが、その途中での詠である。また、霧島入りした寛の歌は、むしろ寂しく、晶子のほうが十分ロマンチックであった。

寛

高千穂の焼石をねり丹に塗りし鈴に先づ聴く高千穂の音

霧島にながながとある青き渓このみなもとは何の涙ぞ

濡れながら車に聞きぬ霧島の牧場を叩く村雨の音

高千穂の高きを踏めるよろこびもほのかに寂しせんすべもなし

晶子

霧島や神代の巻に帰り来る霧と思ひてわれもともなふ

人の子が人の世に倦み霧島に神を見んため入れる路かな

渓谷の湯の霧しろし霧島は星の生まるゝ境ならまし

山川を右ひだりして行きつきぬ栄の尾の坂の湯の滝のもと

秋立つや貝のはだへに似る雲のつつめる神の高千穂の山

いにしへのきりしま山をわが行きて青き湖畔に至りけるかも

三　戦いへの道

政友会総裁犬養毅氏が、政友本党床次竹二郎氏の案内で霧島を訪れ、写真のように和気公遺跡を訪ねられたのは昭和五年十一月二十六日であった。このころから政党内閣に対する軍部の不信はようやく顕著になり、翌年満州事変がぼっ発、首相となった犬養氏が凶弾に倒れたのはその翌年の五月であった（五・一五事件）。

満州国が建設されたのはその後間もなくであったが、この満州国の出現は、不景気にあえいできた鹿児島人にとって一種の曙光をみせてくれた。鞍山・奉天・旅順・京城・釜山などにどれだけの人たちが発展していったことか。牧園町人士にとっても第二の天地であり、これらとかかわり合いのある人たちは多かった。この間、実業補習学校は青年訓練所へ、そして、高等公民学校へと切り替えられた。昭和十一年、役場庁舎とともに新しく青年学校が竣工、五月に落成式があった。十二年には青年学校二部生が募集され、和気神社建設について調査が始まり、また、県病院の霧島温泉治療学研究所が開始された。

和気公跡の犬養首相
（昭和5年11月26日、大阪毎日新聞所載）

十三年三月、初めて満蒙開拓青少年義勇軍が募集され、本町からも七人が参加、内原訓練所へ入校した。

このころの陸海軍への徴募状況は次のようである。

年次	陸軍	海軍	空軍
一〇	二七	二	〇
一一	一八	三	〇
一二	三六	七	一

こうして日本の大勢は戦争遂行の方向へと進みつつあるなかで町の雰囲気も変化していった。そして、やがてアメリカ式であった小学校も、ようやくドイツ式の国民

学校へと形式・内容ともに改められていくのである。

満州にちょうりょうする馬賊の追捕、治安の役割は鹿児島人の尚武の風と合い、軍事への関心が強まっている時に開かれたのが昭和十年の大演習であった。陛下を「牧場」にお迎えしたのはこの時である。この写真のフィルムが終戦後まで牧園町に残っていて、六十年にMBCから放映された。軍服姿の多かった天皇には数少ない映像である。

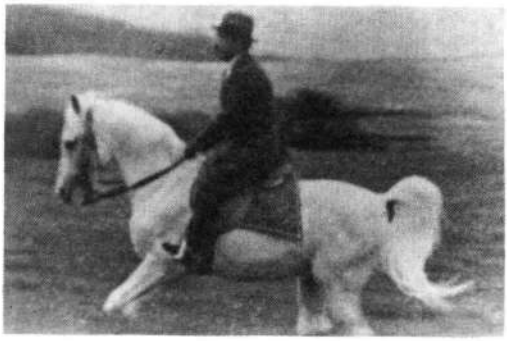

牧場行幸の日

四　町制実施

与謝野鉄幹と晶子が霧島を訪れたのは昭和四年のことで、その旅情は両人共著の「霧島の歌」となり出版された。その歌集の中の写真をみると、晶子女史は大浪の池に登はんするのにカゴを用いている。四〇歳を超して肥満型の女史のカゴに乗った姿がかかげられている。

それに比べ、昭和十四年に訪れた斎藤茂吉は弁当を持ち、わらじばきの軽装である。紀元二千六百年記念の行事を前にした、対照的な姿である。満州建国から既に七年、日華事変の戦況もかなり泥沼化していたが、太平洋戦争の危機いまだしの感があり、国民総力をあげて頑張り通す決意にもえていたころで、昭和十五年に紀元二千六百年記念祝典を県主催で行いたいと画策されていた。こうした県の心がまえあってのことと思われるが、十月四日の午後、弟子の佐藤氏など両三人に見送られて茂吉は特急上段の寝台を席に東京から西下の途についた。寝台車両は列車の後尾についており、停車の時に駅のホームからはずれるので、食事は列車食堂ですませたという。駅売りの弁当が買えなかったからである。五日の午後四時五十五分に鹿児島駅についた（茂吉全集所載年譜による）。翌日加治木を経て、鹿児島神宮、高屋山陵に詣で、夕刻、林田温泉に投宿。同行の内藤喬氏は当時鹿

児島高農の教授、茂吉が長崎医専教授時代からの旧友であったという。以下は同氏が甲南高校の校誌「甲南」に載せられた懐旧録によるものである。

翌日一行は湯之池からえびのに出、韓国に登って大浪池に泊り、手洗に出た。途次ドンコビッ（蛙）、山フヅキ（もっこく）、夏椿（サラ双樹）、ヒメシャラ（さるすべり）などの植物の方言の名称に興じたり、さるのこしかけ、ななかまど、野かいどう、うめもどき、大水ごけなどに気を引かれたり、また、猪はまむしを食べるから平口ということ、その暴れた足跡を発見して、その大きさから、この猪は百斤もの大ものと話し合ったり、かまきりがかまきりを食べている場面を見つけたりして、植物や動物などの自然の観察に傾倒している。岩波書店主と箱根の強羅でみかけたヤマボーシが、四照花であると教えられては、

ゆくりなくきりしま山にあひ見つる四照花の実をいくつか食ひぬ

われかってかすかなるこの白花を思ひておりき箱根の山に

きりしまの山の中なる四照花その実の紅をひとり恋しむ

などと詠んでいる。また、りょうぶを見ては山形（茂吉の出身地）では「しほで」といい、葉から塩がとれること、鹿児島では、煮て「りょうぶ」飯にすること、「みつばあけび」は味噌を入れて焼いて食べることなどの話題が尽きないまま、午後四時十五分に大浪の池の岳に出た。このように自然愛好の志向の強かった茂吉は、また神話や歴史をよく身につけていた。歩いて汗みどろになっては、神武天皇がこんなに汗はかかれなかっただろうと述懐したり、天孫降臨ののち歩かれたという薩摩半島の海辺を歩いた時に

すでにしてここの汀を歩みけむくわし女の神乙女子の神

と、先ず夫人同伴のニニギノミコトを連想したりしている。その茂吉は、あくる八日には午前三時に起き、霧島神宮に参拝、未明より高千穂の登山に出発した。

午前三時きりしま山の大神にまうでむとして眼を洗ふ

むら雲にありあけの月こもりしが霧島山をたちまち照らす

けれども、この日は天候に恵まれず、実際に高千穂の登頂を果したのは、二、三日後の十日であった。

高山の峰に立てれば天のぼる霧の渦をただにし見たり

高千穂の峰の上より豊秋の国を見さけてすさびにすさ

ぶ
天の原八重たな雲を押し分けて天降りましきと心かがやく
火を吹き空さへ焼きし上つ代を心にもちてわが心燃ゆ

明けて昭和十五年は皇紀二千六百年に当たる年であった。この年を記念して牧園村は横川とともに町制を実施することとなった。初代町長森良孝氏はその式辞の中で次のように述べている。

茲に光輝ある二千六百年を迎へ、これが奉祝記念として町制実施の声が町民の間に澎湃として起り、これが建議案を村会に提出して可決され、その許可指令に接したのであります。云々

機をみるに敏なる森町長は、その後間もなく県議会に建議し、島津義久のころ新田開発にちなんで名称の変更された「新川」の名を、旧名たる「天降川」に変更、また、昭和初年に建てられた和気祠堂の拡張を計画、県社並みの社格の規模を実現するなど、戦中にかかわらず、かずかずの事業と施策の画期的なものを残している。

当時の主眼は食糧の増産であったが、一方では精神作興の一翼として県の興望を担って進められた和気神社建立の事業があった。

和気神社の創建事業は次のように推進された。

十四年　顕彰会発足
十五〃　菱刈大将来町
　　山本英輔大将来町
十六〃　境内植樹四〇〇〇本
　　五月　建設許可奉告祭
　　六月　目論見書公表
十七〃　平川清高氏NHKより和気公につき放送
　　一〇月　児童一人二銭あて、大学高専中等五銭あて、教職員俸給の一〇〇分の一県内醵金
　　内外寄附金募集
　　一一月　中馬猪之吉氏神像奉献（朝田皓成氏作座像）
十八〃　二月　地鎮祭
　　五月　地ならし
　　一〇月　造営開始
十九〃　六月　上棟祭

そして、その竣工の行われたのは神道追放指令の発せられた昭和二十年以後であった。

五　第二次世界大戦

昭和九年八月、役場の機関紙「牧園時報」が発刊され、十九年八月紙不足のため休刊に追いこまれるまで毎月発行されて、村の内外に届けられた。その発刊に当たり当時の小谷村長は「非常時打開策」の一文をものしているが、その十一月には各学校に奉安殿が造られた模様である。日華事変が起きると、戦線はまたたく間に拡大し、鹿児島の四十五連隊は常にその最前線にあり、その精鋭をうたわれた。

昭和十二年の暮れには首都南京を占領、十三年には重慶へ追撃のため予備役の人たちで編成された市川部隊（一四五連）が中支に出征したが、手痛い打撃を被った。このころ、日ソの国境にノモンハンや張鼓峰事件などが頻発、欧米諸国との調整のため、日中戦線は膠着しがちであった。

昭和十五年には総動員法、徴用法の実施に進み、大政翼賛の名のもと、新体制として部落会の整備、五戸ずつで隣保班が組織された。十六年には翼賛壮年団や翼賛推進員などが発足、翼賛選挙などといって自由な議会活動も封ぜられた。石油資源を求めて仏印に進駐が始まった。十六年の十二月にはついに第二次世界大戦に突入したのである。当初の戦況にはみるべきものも多く、戦線はフィリピン、仏印（今のベトナム）、マレー、蘭印（今のインドネシア）、ボルネオ、シンガポール、そして、太平洋を越えてソロモン諸島へと広域に広がったが、このころから中国の戦線は完全に膠着した。

炭焼きがま（モンペに注意）

翌昭和十七年の夏、ミッドウェーの海戦に日本が大敗してから形勢逆転、やがてフィリピンを失い、ソロモンが孤立、沖縄に戦火が及んで、鹿児島は敵前上陸の危機にさらされた。護南師団やその他の部隊は前線化して配備につき、町内にも陸海軍が駐留、十八年には、初めて防空服装として婦人のモンペ着用が始まり、次第に作業服装ともなった。農産物の増産は銃後のつとめとして除草検査まで実施されているが、航空機燃料の確保のために松やにを採取、ヒマの栽培が行われた。自動車燃料として木炭増産にはげんだことは既述した。こうした銃後の努力に対し、当時の牧園町の失った戦死者は五〇〇人を数える。日清・日露の戦役と比較して感無量である。

終わりに当時の男子青年たちのほとんどの人が体験した「応召」の一こまを描いて、当時の姿勢をしのぶよすがとしたい。

昭和十五年の三月下旬、町役場から召集令状が届けられた。

四月八日、歩兵第四十五連隊に入隊を命ず、というわけである。

私はこのことを予期して、あらかじめ兵営内の様子を知っておこうと、すでに将校として入隊していた浅野甚七氏（中学の先輩であり、親類にもなる）を訪ねて見学させてもらっていたし、知人も多く入隊していて、将校や中隊長もいると聞いていたので、さして心配もしなかった。

いよいよ当日出頭すると、昭和十四年の現役兵の者とわれわれ補充兵とが一緒であった。

一日がかりの厳重な身体検査が行われたうえ、最後に補充兵は、営庭に一列に並ばされ、一人一人即決で配属の中隊を言い渡された。

私は肩を一つぽんとたたかれ、第一機関銃といわれて、その標識の立っているところへ走った。

第一機関銃中隊では予想に反して、一人の知人もいなかったが、後から考えるとこれもかえって幸せであったかも知れない。

軍隊の、それも初年兵というものは、素っ裸の人間集団である。学歴があるなしはもちろん、名家の出身であろうが、有名人の子弟であろうが一切無差別で、終日体力の続く限り教育と訓練が行われる世界である。

私は生まれて初めて、その新しい体験をもった。経験のない人には想像もできないであろうが、起床ラッパで飛び起きる時から競争である。

いち早く軍服を着けて、営庭に走り出す。早着順に並ぶ、列の後半の者は営内をひとまわり走らされる。さらにおそい者はもう一周という具合で、おそい動作の者は体罰をくうから必死である。これも戦闘訓練の一つである。

点呼が終わると機関銃をとりに走る。機関銃といっても実物ではなく、初年兵訓練用の「モッコ」と呼ばれるもので、二本の腕木を板でつないだ機関銃の代用物で、板の上には大きな石がしばりつけてあって、実物と同じ六十キロの重量に作ってある。

これを二人で搬送するのだが、まず早い者からそれを運び出すと、あとの者は弾薬箱をかついで出る。弾薬箱も中は実弾でなく、実物と同じ三十キロの重量になるように石が一杯つめてある。

こういう武装で朝食前に営外を一周するのだが、営門を通る時はこの重い物をそれぞれ持ったまま、歩調をとるのだからたまらない。

帰営すると朝食の準備に走る。後かたづけも競争。息もつかせず演習整列である。練兵場での演習から帰営すると昼食の競争、午後の演習、帰営、夕食、ふろ、点呼、就床と続く。その間に靴（くつ）の手入れ、洗たくをする。

兵舎の前で靴の手入れをする時も、しゃがんでやっていたりすれば、班長がしりをけ上げる。常に中腰で瞬時に、次の動作ができる体勢でなければいけないというわけである。

肉体的にも精神的にも一瞬の弛緩（しかん）も許されないのが初年兵の訓練である。

昔、武芸の修業に入ったものが、武芸よりもまず家事の労働をさせられ、少しでも油断していると、先輩が竹刀（しない）で打つという話を聞いたことがあるが、軍隊もこれに通ずるものがある。

一ヵ月もたったころ「お前たちの顔もようやく兵隊らしくなった」と教官がいった。

毎日体力の限界まで訓練をうけながら、やがて初夏のころになると、午後の演習などは汗が上着にびっしょりしみ、これが乾いて白い塩を結晶させる。こうした訓練が続いたおかげで、このころになって、ひ弱だった私も、農業や大工や仲仕をやってきた兵隊に伍して何とかついていける体力ができてきた。

このような努力と労苦に耐えられれば世の中で何事もやってやれないことはないとさえ思われた。

日中戦争から太平洋戦争へと、戦線は拡大されてとどまるところを知らないありさまであった。殊にわが国の

破滅的敗戦へと導いた太平洋戦争は、勝利と喜ばせたのもつかの間、連合国軍の底力になすすべもなく屈した。そして、この間、前述したように多数の人命が奪われていったのである。ここにその氏名を掲げて鎮魂のしるしとする。

戦没者名簿

宿窪田

氏名	戦没年月日	年齢	階級	戦没場所
川影　隆一	昭一三・四・一〇	二一	陸軍軍曹	中国北部
永田　武雄	〃一三・七・二九	二三	〃　伍長	〃　安徽省
西　国義	〃一三・九・三〇	三〇	〃　上等兵	〃　〃
安楽二四郎	〃一三・一〇・三一	三五	〃　伍長	〃　江西省
大山　才熊	〃一三・一一・八	三一	〃	不明
本田　東	〃一三・九・二四	二一	〃　上等兵	中国江西省
田島　弘	〃一四・六・一六	二九	〃	〃　湖北省
木藤　清熊	〃一五・一・二四	二七	〃　伍長	〃　〃
鮫島　益夫	〃一五・三・二六	二一	〃　上等兵	久留米陸軍病院
前田　軍吉	〃一六・九・一一	二六	〃　軍属	東京陸軍軍医学校
樺山　資也	〃一六・二・二五	二一	〃　伍長	中国湖南省
木原　平治	〃一七・一・四	二一	〃　軍曹	〃　〃
辻　政春	昭一八・一・二一	二〇	陸軍軍曹	南方諸島
中島　武登	〃一八・二・一	一九	海軍軍属	東部ニューギニア
隈元　義正	〃一八・七・二三	二五	陸軍一等兵	名古屋陸軍病院
西田　肇	〃一八・八・六	二一	海軍一等機関兵曹	ソロモン群島
手島　為徳	〃一八・一一・二	二三	〃　軍属	西太平洋方面
福島　清隆	〃一九・一・一三	二三	陸軍上等兵	ニューギニア
安栖新太郎	〃一九・四・一五	二三	〃　〃	熊本陸軍病院
富満　一隆	〃一九・一・二六	一八	海軍軍属	南洋群島方面
津曲　茂一	〃一九・二・一七	二七	陸軍軍属	南太平洋方面
内堀　国雄	〃一九・二・八	二一	〃　一等兵	鹿児島沖
辻　誠次	〃一八・一〇・八	二九	〃　上等兵	ルソン島
岩城　重盛	〃一八・九・三〇	二一	〃　一等兵	南太平洋
永田　浩	〃一八・二・二一	二一	海軍上等水兵	南洋群島
久保　留吉	〃一九・九・三	二三	陸軍兵長	中支陸軍病院
溝口　一	〃一九・七・五	二一	〃　一等兵	朝鮮
野間　貞義	〃一九・六・一九	二四	〃　兵長	中国湖南省
篠原　重則	〃一九・七・四	二四	〃　軍曹	ビルマ方面
池江　源蔵	〃一九・二・二四	二一	〃　兵長	マーシャル諸島

椿松	啖熊	昭一九・一〇・二五	一七	海軍志願兵	フィリピン東方海面
津曲	勉	〃一九・一一・一八	三六	〃一等水兵	東シナ海
市来千代太		〃一九・一二・一八	三六	〃	〃
森	九州男	〃二〇・一・二四	二〇	〃 水兵長	マライ方面
西山	勇	〃二〇・四・二三	二四	陸軍上等兵	鹿児島陸軍病院
堀切	又蔵	〃一九・八・九	二〇	海軍一等兵曹	南西諸島方面
本田	勇雄	〃一九・三・一九	二四	〃 〃	台湾北方海面
木佐貫満哉		〃一九・九・六	三〇	陸軍兵長	〃
重久	重則	〃二〇・三・一七	二六	〃 伍長	硫黄島方面
安楽	光男	〃二〇・三・一七	二四	〃 兵長	〃
石神	二郎	〃二〇・三・一七	二九	〃 曹長	〃
木原	栄光	〃二〇・三・一七	二七	〃 伍長	〃
津曲	正義	〃二〇・五・一七	一八	海軍二等兵曹	鹿児島県上空
山口	末治	〃二〇・七・五	二三	〃 兵長	横須賀海軍病院
東	三郎	〃二〇・三・一〇	二〇	陸軍一等兵	大島沖合
白石	弘	〃二〇・七・八	一六	海軍上等水兵	神奈川県方面
川越	重盛	〃一九・八・一〇	一八	〃	南洋群島
国料	正則	昭一九・一〇・一八	二七	技術中尉	マニラ方面
阿多	時義	〃一九・八・二	二三	海軍二等兵曹	テニアン島
篠原	一良	〃一九・三・二七	二三	〃 工員	ジャワ方面
間手原兼次		〃二〇・三・一七	二七	陸軍兵長	硫黄島方面
松下	章	〃一九・一一・一七	二三	軍医大尉	東シナ海
大平	保	〃二〇・四・二五	二七	陸軍兵長	フィリピン
岩下	克己	〃二〇・五・一六	二三	海軍二等兵曹	マライ方面
国料	三郎	〃二〇・四・六	不明	陸軍中尉	パレンバン方面
松下	民也	〃一九・九・一三	二二	海軍技手	ジャワ島
安栖	定助	〃二〇・九・三	二七	陸軍上等兵	沖縄宮古島
国料	清	〃一九・四・一六	不明	〃 伍長	オビ島方面
内村	実	〃一九・八・二	二二	上等整備兵	テニアン島
前田	驥一	〃二〇・七・二四	二七	海軍兵曹長	ソロモン群島
熊丸	満夫	〃二〇・三・二〇	不明	陸軍伍長	ビルマ
榎	功	〃二〇・六・二六	二二	〃 上等兵	中国湖南省
田島	恭治	〃二〇・六・一一	二五	〃 兵長	フィリピン
押領司秀清		〃二〇・二・七	二四	〃 〃	仏印
海江田秀治		〃二〇・三・二五	二七	〃 軍曹	フィリピン
境田	武清	〃二〇・四・七	二七	上機曹	ソロモン群島
安楽	明	〃一九・三・一七	二三	陸軍兵長	〃

内山	忠	昭一九・一二・八	三三	陸軍伍長	ソロモン群島
春田	重行	〃一〇・四・二五	二六	〃 軍曹	〃
森口	畩一	〃一九・八・一九	二七	〃 伍長	〃
福島	邦雄	〃一〇・一一・一七	三三	〃 〃	インドシナ
川越	栄蔵	〃一九・一一・九	三三	〃 兵長	中国中部
井手	美義	〃一九・三・二四	不明	〃 伍長	タロキナ
市薗	熊一	〃一九・一〇・一二	三三	〃 上等兵	中国湖南省
吉村	明	〃一〇・七・二四	二四	〃 兵長	ニューギニア
安楽	勇	〃一〇・八・七	二二	〃 曹長	タイ
高田	橋稔	〃一〇・五・一四	三三	〃 兵長	フィリピン
引地	武次	〃一〇・五・一五	二二	〃 〃	〃
吉海	広志	〃一〇・四・二六	三三	〃 伍長	〃
種子田三郎		〃一九・五・二〇	三	〃 嘱託	ニューギニア
富満	道哉	〃一〇・四・一七	三三	〃 伍長	フィリピン
堀切	正市	〃一〇・二・二三	四〇	海軍上等工作兵	コレヒドール島
木藤	佐年	〃一〇・三・一七	二八	陸軍伍長	ビルマ
田中	末広	〃一〇・九・一八	二七	〃 兵長	タイ
瀬戸口寅二		〃一〇・三・一七	三一	〃 伍長	ビルマ
安栖	初	〃一〇・六・三一	二〇	〃 上等兵	インドシナ
有馬	道治	〃一〇・六・二〇	四六	〃 少尉	フィリピン
芦谷	武次	〃一九・七・八	二〇	海軍上等水兵	サイパン島

長崎	太市	昭一〇・七・五	三四	陸軍兵長	フィリピン
白石	義彦	〃一〇・六・五	三三	〃 曹長	〃
中村	幸男	〃一〇・九・二九	三三	〃 兵長	満州鞍山
馬場	芳男	〃一九・九・三	二二	海軍上等水兵	南シナ海
池之上直行		〃一〇・三・二四	三三	陸軍兵長	東シナ海
有馬	清行	〃一〇・二・二五	二七	〃 〃	フィリピン
辻	鉄男	〃一〇・三・二二	二〇	〃 〃	〃
上原	正義	〃一〇・四・二一	不明	〃 〃	沖縄
前田	実	〃一〇・七・二三	二五	〃 伍長	ビルマ
鶴丸	次吉	〃一〇・六・七	二三	〃 兵長	フィリピン
木原	定	〃一〇・一・一〇	二二	〃 〃	〃
安栖	鉄美	〃一〇・一・二二	二五	〃 伍長	〃
精松今朝助		〃一〇・一・二五	二三	〃 軍曹	〃
川越	一雄	〃一〇・二・六	二七	〃 准尉	〃
井手上	近	〃一〇・三・一〇	二二	〃 伍長	〃
中島	実	〃一〇・八・二七	二二	〃 上等兵	満州
野間	三好	〃一〇・七・一七	不明	〃 兵長	フィリピン
磯貝	兵逸	〃一〇・六・二五	二二	〃 〃	〃
有馬	正治	〃一〇・三・一六	二二	〃 〃	〃
稲森	松雄	〃一〇・六・五	四二	〃 伍長	〃
中島	秀盛	〃一〇・七・二六	二四	〃 兵長	〃

氏名	戦没年月日	年齢	階級	戦没場所
森　政美	昭二〇・三・一〇	二九	陸軍軍属	シンガポール
肱岡　利春	〃二〇・四・八	三三	〃　伍長	フィリピン
松元　漸	〃二〇・八・一三	不明	〃　兵長	満州
中村　也男	〃二〇・七・三〇	三三	不明	フィリピン
川越　重信	〃二一・一・一〇	三三	陸軍伍長	ソ連チタ収容所
後藤　清二	〃二〇・六・四	二六	工員	沖縄
境田　一	〃二一・二・二〇	二六	陸軍准尉	満州
持松　氏名	戦没年月日	年齢	階級	戦没場所
田方喜之助	昭二一・八・二〇	二〇	陸軍歩兵伍長	ハルビン
池田　光雄	〃二一・一〇・二一	二一	〃　上等兵	山西省
深迫仁之助	〃二一・八・九	三三	〃　〃	中国江西省
中小路芳彦	〃二二・一〇・一一	二九	〃　〃	〃　陽新
鮫島　伝蔵	〃二二・六・二二	二四	〃　軍属	〃　安徽省
馬渡　藤市	〃二二・一〇・二六	三六	〃　上等兵	〃　江西省
真方　三郎	〃五・一〇・八	三三	〃　兵長	〃　山西省
馬渡　実義	〃七・一・四	二四	〃　上等兵	〃　湖南省
西　芳彦	〃七・六・六	三〇	〃　兵長	新京陸軍病院
塩水　市助	〃七・一・九	三一	〃　〃	指宿療養所

下平　国元	昭八・一・二一	二五	陸軍伍長	南方諸島
下平　国広	〃八・一・二一	二一	〃　兵長	〃
迫　重行	〃八・四・九	二四	〃　伍長	〃
柚木　武利	〃八・一・一〇	二五	〃　〃	西南太平洋
永田　実義	〃八・一〇・七	二七	〃　〃	ルソン島
中薗　義彦	〃八・一〇・八	三〇	〃　兵長	〃
蛭川　国美	〃八・一〇・八	二六	〃　上等兵	〃
永江　吉造	〃一九・五・二四	三〇	〃　伍長	ニューギニア
永峯　次男	〃八・二・三	二二	海軍上等水兵	南洋群島
荒木　利男	〃一九・一〇・一八	二一	〃　〃	フィリピン西岸
池田　秀盛	〃一九・一〇・一六	三〇	〃　少尉	ブーロー－コンドール群島沖
塩水　芳治	〃一九・四・二	一六	〃　軍属	東シナ海
中薗　清	〃一九・九・六	三三	陸軍上等兵	パラオ陸軍病院
山下　義盛	〃二〇・三・七	二九	〃　兵長	硫黄島方面
松下　国義	〃二〇・一・二	二五	海軍水兵長	南シナ海方面
徳田　宗義	〃一九・一〇・八	三三	陸軍軍属	フィリピン方面
浜川　久男	〃二〇・三・九	三二	海軍水兵長	東シナ海
田代　清	〃二〇・五・二三	三二	〃　中尉	南西諸島方面
鎌田　蜜二	〃八・六・六	二九	陸軍軍曹	新田原陸軍病院

中薗　俊則	昭九・一一・二一	二七	陸軍兵長	セレベス島
池田　盛重	〃二〇・三・二	一九	海軍一等兵曹	マレー沖
山下　春雄	〃一九・五・三〇	三	陸軍兵長	ソロモン群島
溝口　亨	〃二一・五・七	三	〃	上海陸軍病院
中小路俊郎	〃一九・一〇・一七	三	〃　伍長	中国広西省
荒木　時吉	〃二〇・一・三	二四	〃　兵長	中支病院
中小路辰次	〃二〇・六・一四	不明	海軍上曹	沖縄
間世田　賢	〃二〇・二・二六	二八	〃　〃	フィリピン
上原伝四郎	〃二〇・二・二三	二七	陸軍兵長	〃
松下紀代香	〃二〇・四・二六	二四	〃　曹長	〃
松下　春香	〃二〇・三・二〇	二三	〃　〃	ソ連収容所
臼崎　貞富	〃二〇・二・二〇	二〇	〃　兵長	フィリピン
小原　武男	〃二〇・七・二一	二七	〃　〃	〃
塩水袈裟助	〃二〇・二・二五	二六	〃　〃	〃
朝隈　武雄	〃二〇・二・二六	二六	〃　〃	〃
永江　三郎	〃二〇・四・一〇	二八	〃　〃	〃
大山金次郎	〃二〇・七・一	二四	〃　〃	〃
吉元喜代志	〃二一・三・一〇	不明	〃　軍属	満州

三　体　堂

氏　名	戦没年月日	年齢	階　級	戦没場所
黒葛原清一	昭二二・七・二七	二二	陸軍軍曹	中国江西省
原口　白信	昭三・八・一	二四	陸軍上等兵	熊本陸軍病院
川野　国宏	〃二二・一〇・一七	二四	〃　〃	中国湖北省
今吉　鉄夫	〃二二・一〇・二二	二四	〃　〃	〃
鎌倉　直熊	〃一四・六・二五	二四	〃　伍長	〃　湖北省
酒瀬川成功	〃一五・二・二	二二	〃　〃	モンゴル
堀ノ内秀吉	〃一五・二・八	二二	〃　上等兵	中国広西省
酒瀬川愛樹	〃一五・八・二五	二二	〃　伍長	〃
山下　利雄	〃一七・四・四	二二	〃　曹長	フィリピン、ルソン島
黒葛原金昧	〃一七・二・九	二二	海軍上等水兵	ニューギニア
酒瀬川覚次	〃八・一・一	二六	〃　兵曹長	岩国海軍病院
西　今朝利	〃八・二・二六	二二	陸軍上等兵	チモール島
浜崎　宏	〃八・二・二〇	二〇	海軍一等飛行兵曹	南太平洋方面
西薗　末吉	〃八・二・二五	二二	〃上等兵曹	〃
西薗　重盛	〃九・六・二	二五	陸軍兵長	台湾東海上
緒方　重夫	〃九・八・一八	一八	海軍上等整備兵	南シナ海
寺師宗次郎	〃九・六・二九	二六	陸軍一等兵	大島沖合
米永　岩吉	〃九・九・一九	二三	〃　上等兵	中国湖北省
南　影雄	〃九・八・九	二七	〃　曹長	ビルマ方面
成政仁兵衛	〃二〇・二・二八	二九	海軍水兵長	沖縄

四位	重年	昭19・5・10	一七	海軍軍属	本州北方海面
篠原	清	〃19・9・13	三三	〃	〃
二渡	実	〃20・3・5	三三	陸軍兵長	フィリピン方面
芦谷	整二	〃20・3・16	二七	〃 伍長	
小倉	満志	〃20・3・16	二九	〃 兵長	〃
松田	実	〃20・3・16	二八	〃 伍長	〃
伊藤	隆志	〃20・3・16	三一	〃 准尉	〃
前田	義孝	〃20・4・10	二九	海軍兵曹長	南シナ海方面
浜崎	正之	〃20・3・1	二七	〃一等兵曹	南西諸島方面
新宅	春男	〃19・12・14	一九	〃 軍属	フィリピン方面
小倉	畋彦	〃15・3・23	二一	陸軍上等兵	朝鮮陸軍病院
奥田	昇一	〃13・5・11	不明	〃 〃	中国安徽省
二見	重樹	〃20・3・14	一六	海軍水兵長	本州南方海面
中村	勝	〃20・6・20	一八	〃 兵長	霞ケ浦海軍病院
熊丸	年家	〃19・8・10	二五	〃上等水兵	南洋群島方面
酒瀬川	尚美	〃20・1・7	二四	〃二等兵曹	〃
永岩	勝	〃20・4・14	一八	〃上等水兵	朝鮮南方海面
末元	続	〃20・4・20	二〇	陸軍上等兵	沖縄方面
上井	良則	〃19・11・6	二〇	海軍軍属	ブカ島
桑木喜太郎		〃20・6・20	二二	陸軍兵長	沖縄

花堂	政吉	昭20・4・25	二五	陸軍伍長	フィリピン
新美	要	〃19・3・25	二五	〃 〃	ソロモン群島
仮屋九之烝		〃19・10・25	二二	〃 兵長	〃
長崎	重利	〃19・7・1	二五	〃 伍長	〃
米永	畋吉	〃20・5・1	二三	〃 兵長	ビルマ
桑木袈裟助		〃20・2・23	二七	〃 上等兵	中国
堀之内直彦		〃19・10・25	二四	〃 軍曹	〃 広西省
山下	友志	〃20・4・23	二二	〃 上等兵	西部ニューギニア
西	義則	〃20・6・14	二二	海軍上等水兵	沖縄
前迫	国義	〃21・1・14	不明	陸軍兵長	中国中部
中井上家則		〃20・7・6	二二	海軍二等兵曹	ビルマ
西園袈裟盛		〃20・2・26	二二	〃 兵曹長	マニラ
淀川	保	〃20・5・3	一九	陸軍兵長	フィリピン
田中	国二	〃20・3・19	二二	〃 〃	西部ニューギニア
大迫	宗熊	〃20・4・15	二二	〃 〃	フィリピン
梶原	良彦	〃20・3・10	二九	〃 伍長	〃
福満	協	〃20・5・17	二四	〃 兵長	〃
末元	賢	〃21・5・31	不明	〃 軍属	満州奉天
加治木軍次		〃20・8・10	二二	〃 伍長	フィリピン

壱岐　壮吉	昭九・一一・一七	三三	陸軍兵長	東シナ海	
大迫　雄助	〃一〇・七・一	二六	〃　伍長	フィリピン	
今吉　進	〃一〇・八・一〇	二六	〃　〃	〃	
加治屋末広	〃一〇・三・二五	二四	〃　兵長	〃	
隈元　貞雄	〃一〇・八・一四	二五	〃　准尉	〃	

下中津川（高千穂）

氏　名	戦没年月日	年齢	階　級	戦没場所
田島　利広	昭三・一一・二五	三三	陸軍准尉	戦傷死（中国）
荒田七三五	〃三・一一・二五	二三	〃　上等兵	中国南京
山下　次男	〃三・八・六	二四	〃　中尉	〃　江西省
田島　樹一	〃三・六・二六	二五	〃　伍長	〃　安徽省
有村　金重	〃三・八・九	二三	〃　〃	〃　江西省
黒江　末彦	〃三・八・九	二一	〃　軍曹	〃　〃
辺田　重治	〃三・一〇・二	二五	〃　上等兵	〃　〃
若松　重盛	〃三・一一・六	二三	〃　〃	〃　〃
山下　豊	〃三・一一・二二	二二	〃　〃	〃　〃
加治木　博	〃三・一〇・二	二四	〃　伍長	〃　〃
窪田八百喜	〃三・一〇・二	二三	〃　軍属	〃　山東省
中園　政行	〃四・三・二〇	二七	〃　上等兵	〃　江西省
窪田　仲市	〃三・一〇・三	二一	〃　少尉	〃　〃
山田　実	〃三・一〇・二二	二五	〃　上等兵	〃　〃

田中　善蔵	昭三・一〇・二	二五	陸軍上等兵	中国江西省	
加藤　克巳	〃一四・八・一〇	二一	〃　〃	〃　安徽省	
遠山　末吉	〃一五・一・四	二一	〃　〃	〃　山西省	
厚地　新	〃一四・一二・一〇	二五	〃　伍長	〃　湖北省	
田代　敬一	〃一五・五・二九	二三	〃　上等兵	〃　山西省	
大平　勇蔵	〃一五・八・一〇	二四	〃　伍長	〃　湖北省	
小谷　正男	〃一四・九・四	二三	海軍二等機関兵	不明	
森山　辰雄	〃一六・六・三	二三	陸軍上等兵	中国湖北省	
池田　清人	〃一七・五・一三	二五	〃　兵長	〃　〃	
迫　好	〃一七・七・二五	二四	〃　〃	〃　江西省	
石飛　実	〃一七・一〇・八	二九	〃　上等兵	長崎陸軍病院	
北野　重満	〃一七・一〇・六	二四	〃　兵長	中国浙江省	
森山　英喜	〃一七・八・七	二三	海軍工員	西南太平洋	
黒江　健夫	〃一八・一・一四	二四	陸軍少尉	東部ニューギニア	
竹ノ下美之春	〃一九・一・一六	二〇	海軍上等水兵	本州南東海面	
西村　望	〃一九・二・一	二〇	〃　水兵長	トラック島	
小田　市三	〃一九・三・二三	二一	陸軍一等兵	小倉陸軍病院	
鶴ケ野重樹	〃一九・五・一〇	二四	〃　上等兵	南鳥島	
田島　光若	〃一九・一・一	二三	海軍軍属	太平洋方面	
安楽　重義	〃一九・四・二〇	三〇	陸軍兵長	中国河南省	

木佐貫孝子	昭一九・三・二四	一九	陸軍軍属	フィリピン陸軍病院
有村　勝	〃一九・六・五	三三	〃　曹長	中国河南省
川崎　近	〃一八・一〇・八	二八	〃　兵長	ルソン島
安楽　義光	〃一八・一〇・八	二六	〃　上等兵	〃
長松軒次男	〃一九・七・四	二〇	海軍二等兵曹	本州南方海面
崎山　亘	〃一九・六・一九	二一	陸軍一等兵	大島沖合
若松　一十	〃一九・七・二五	二五	〃　上等兵	中支陸軍病院
青山　正義	〃一九・八・一三	三三	海軍軍属	仏印方面
福元　光盛	〃一九・一〇・二五	二三	〃　一等兵曹	フィリピン東方海上
瀬戸口　薫	〃一九・一一・二五	四四	〃　二等兵曹	〃
永田　盛	〃一八・一〇・八	二九	陸軍兵長	ルソン島
大窪　和哉	〃一九・三・一九	一八	海軍二等兵曹	台湾北方海面
前田　生	〃一九・三・一	二三	陸軍伍長	台湾東方海面
内山　牧範	〃二〇・二・二	二七	〃　〃	フロレス島
税所　勝	〃一九・七・八	二〇	海軍二等兵曹	南洋群島
貴島　公	〃一九・一一・一〇	二九	陸軍兵長	フィリピン方面
境田　初	〃二〇・二・二三	二四	〃　伍長	〃
済藤　照男	〃二〇・三・一七	二三	〃　上等兵	硫黄島方面
山下　勲	昭二〇・三・一七	二五	陸軍曹長	硫黄島方面
改田　利秋	〃二〇・三・一七	二七	〃　伍長	〃
平峯　武雄	〃二〇・三・一七	二七	〃　〃	〃
福村　米男	〃二〇・三・一七	二五	〃　兵長	〃
岩倉　巌	〃一九・一一・一三	二七	〃　上等兵	フィリピン方面
折橋吉左衛門	〃二〇・三・一九	二八	海軍一等工作兵	東シナ海
馬場　東一	〃一九・一〇・二八	二〇	陸軍上等兵	ニューブリテン島
梅木　利彦	〃一九・一一・二〇	二四	海軍軍属	東シナ海
和田　義一	〃一九・七・三	不明	陸軍上等兵	黄海方面
田嶋　安雄	〃二〇・三・一七	二五	〃　大尉	硫黄島方面
鎌田　慶次	〃二〇・一・二五	二六	〃　兵長	川辺沖合
山田　義男	〃一九・三・一九	二六	〃　伍長	フィリピン、セブ島
田中　計	〃一九・八・九	二五	〃　兵長	バシー海峡
橋元　安雄	〃二〇・六・一七	二四	〃憲兵曹長	フィリピン
前田　力	〃二〇・一・二四	二一	〃　上等兵	漢口陸軍病院
田代　茂樹	〃二〇・一・二九	二四	〃　兵長	ルソン島
鶴ヶ野淳二	〃二〇・三・三一	二三	海軍軍属	パラオ諸島方面
古道　静	〃一九・三・一七		陸軍伍長	ソロモン群島
山内　久男	〃一九・三・二三	二三	〃　兵長	〃

鏑流　馬始	昭一九・三・二四	二五	陸軍伍長	ソロモン群島
西　重盛	〃一九・五・二七	二五	〃	〃
池田　初	〃一九・九・二四	二九	〃　兵長	中国湖南省
小谷　静雄	〃一九・四・二五	二六	〃　伍長	ソロモン群島
木佐貫秀雄	〃一九・四・二	三二	〃　兵長	〃
黒江　基輝	〃一九・七・二五	三三	〃　伍長	〃
堀口　長男	〃一九・九・五	二九	〃　兵長	中国湖南省
辺田　益男	〃二〇・六・三〇	二八	〃　〃	中支病院
窪田　辰美	〃二〇・六・二五	三三	〃　軍曹	沖縄
加治木　盛	〃二一・一・二三	二三	〃　兵長	中支病院
田中　隆二	〃二〇・六・六	二七	〃　伍長	ビルマ
吉永　義盛	〃二〇・七・二三	二三	〃　兵長	ルソン島
的場　静雄	〃二〇・七・二五	二四	〃　伍長	ビルマ
渡辺　信男	〃一九・四・一	二三	〃　兵長	東部ニューギニア
川西　侃	〃二〇・四・二三	二三	〃　軍曹	ビルマ
古川　時義	〃二〇・三・二三	二一	〃　伍長	フィリピン
田代　光義	〃一九・二・一	二五	海軍軍属	南シナ海
今村　政則	〃二〇・六・三	二二	〃　〃	沖縄
吉留　貞雄	〃一九・一〇・七	二二	不明	中支湖南省
小谷　善熊	〃二〇・六・五	二三	陸軍伍長	沖縄
池田　国義	〃二〇・七・二三	二五	〃　兵長	タイ

山下　秋春	昭二〇・五・一	二三	陸軍上等兵	ビルマ
田中　利幸	〃一九・一〇・二	不明	〃　兵長	東部ニューギニア
吉永　芳彦	〃二〇・九・八	二六	〃　〃	中国上海
山口　重雄	〃一九・七・八	二四	海軍二等兵曹	サイパン島
山田三代志	〃二〇・九・二五	二四	陸軍兵長	フィリピン
中西　弘	〃二〇・三・二〇	二九	〃　伍長	〃
矢野　一雄	〃二一・三・五	二九	〃　軍曹	水戸病院
安楽　米高	〃二〇・九・二四	二〇	〃　兵長	ビルマ
福村　親志	〃二〇・三・一	二三	〃　〃	フィリピン
前野　武夫	〃二〇・三・一	二三	〃　〃	〃
加治木清隆	〃二〇・三・一	二三	〃　〃	〃
大出水喜一	〃二〇・五・五	四〇	海軍軍属	黄海
松下　武盛	〃二〇・二・九	二六	陸軍准尉	フィリピン
鎌田　一雄	〃二〇・二・一	二三	〃　兵長	ルソン島
佐々木宗一	〃二〇・六・二	二三	〃　伍長	沖縄
北野　利光	〃二〇・二・二七	二三	〃　兵長	フィリピン
鹿倉　義彦	〃二〇・六・一	二三	〃　〃	〃
岩城　猛男	〃一九・一一・七	二三	〃　伍長	東シナ海
西　博	〃一九・九・二四	二九	〃　〃	フィリピン
田代　光次	〃二〇・五・一〇	二五	〃　少尉	〃

氏名	戦没年月日	年齢	階級	戦没場所
森元　栄	昭20・4・20	二六	陸軍兵長	フィリピン
久保　末彦	〃20・6・6	三一	〃　伍長	〃
竹下　時雄	〃20・7・7	二四	〃　〃	〃
田代　勇雄	〃20・7・1	二八	〃　〃	〃
貴島　操	〃20・4・23	三三	〃　〃	〃
迫　勇	〃20・2・23	三六	〃　兵長	〃
鶴ヶ野　浩	〃20・4・7	二五	〃　〃	〃
西　初	〃20・7・23	二四	〃　伍長	〃
中塚　実	〃20・7・20	二八	〃　軍曹	ビルマ
岩元　岩重	〃23・1・20	二四	〃　伍長	ソ連ハバロフスク
川西　武雄	〃19・3・6	三〇	〃　〃	バリタン海峡
万造寺利光	〃20・6・14	三三	海軍二等兵曹	沖縄
万　膳				
嘉茂　耐	昭13・3・30	二五	陸軍軍曹	中国中部
嘉茂　辰男	〃14・8・29	二一	〃　上等兵	満州ノモンハン
伊駒　博	〃14・9・26	二五	〃　伍長	中国広東省
油田伊佐雄	〃16・4・23	二三	〃　兵長	〃　山西省
岩城　六男	〃17・2・7	二一	少年航空兵	満州吉林省
宗方　勇雄	昭17・9・26	二〇	陸軍兵長	満州吉林省
塚田　薫	〃18・6・25	二三	〃　伍長	中国湖北省
嘉茂　武吉	〃18・7・6	二四	海軍一等飛行兵曹	オーストラリア
花木　一雄	〃18・12・2	二五	〃　一等兵曹	ソロモン群島
西　芳則	〃19・4・25	二〇	〃　上等水兵	インド洋方面
恒松忠二郎	〃18・10・8	二九	陸軍兵長	ルソン島
上野　義彦	〃18・10・8	三〇	〃　曹長	〃
池田　正二	〃18・9・30	三〇	〃　一等兵	南太平洋
本田　一和	〃19・6・25	三	海軍二等飛行兵曹	硫黄島
青木　林	〃19・6・19	二五	〃　二等兵曹	南洋群島
古川　栄二	〃19・6・25	二五	陸軍一等兵	東シナ海域
小屋敷正盛	〃19・6・25	三	〃　〃	大島沖合
上野　勇介	〃19・6・28	二六	〃　軍曹	〃
神田橋　東	〃19・9・9	二七	海軍一等兵曹	南洋群島
宮園　舜	〃20・1・3	三	陸軍少尉	熊本陸軍病院
山下　隆志	〃20・4・8	八	海軍上等主計兵	南九州方面
西　一夫	〃19・7・18	二七	陸軍准尉	マリアナ諸島
富田　兼彦	〃19・7・18	二五	〃　伍長	〃
岩城　友行	〃19・12・2	三	海軍機関兵長	フィリピン方面

西藤	清重	昭10・四・七	二四	海軍二等兵曹	西南太平洋方面
大工	昳一	〃10・二・二五	二四	〃上等水兵	南シナ海方面
成政	守	〃10・八・一	二五	〃	光州海軍病院
松迫	一夫	〃10・三・一七	二六	陸軍伍長	硫黄島方面
甲斐	末治	〃10・三・一七	二六	〃	〃
富田	光雄	〃10・三・一七	二五	〃 曹長	〃
富田	美芳	〃10・三・一七	二三	〃 伍長	〃
有村	武男	〃10・一・二	二九	〃 上等兵	父島陸軍病院
大窪	親	〃10・一・三		海軍軍属	南太平洋
渕脇	静英	〃一六・七・九	二〇	陸軍上等兵	仏印カムラン湾
神田	俊顕	〃一九・三・八	二三	海軍兵長	台湾
木佐貫好治		〃一九・一〇・九	二三	陸軍一等兵	ブーゲンビル島
西山	辰蔵	〃10・四・三	二五	海軍上等技術兵	フィリピン方面
坂元	義則	〃10・五・三一	二〇	陸軍一等兵	台湾
池田	義宣	〃10・三・二三	二七	〃 上等兵	フィリピン
仮屋	被一	〃10・九・一四	二五	〃 〃	中国河北省
宮園	勝	〃10・一二・二二	二四	〃 伍長	ニューギニア
小屋敷栄二		〃10・二・二五	二四	海軍上等水兵	フィリピン
木佐貫良温		〃10・七・八	二六	陸軍伍長	チモール島
神宮	秀信	昭一九・三・一六	二一	飛行曹長	フィリピン
山下	貞義	〃一九・八・一五	二三	陸軍上等兵	中国湖南省
池田	武行	〃10・七・二五	二五	〃 准尉	南支陸軍病院
有留	勝志	〃一九・一一・一六	二五	〃 伍長	ソロモン群島
小屋敷秀夫		〃10・五・一〇	二七	〃 兵長	フィリピン
樋渡	静雄	〃10・四・二〇	二〇	海軍兵曹長	東シナ海方面
原田	春男	〃10・三・一〇	二六	陸軍上等兵	大島沖合
川窪	弘	〃一九・三・二五	二四	〃 伍長	ソロモン群島
渡瀬	時夫	〃10・三・八	二五	〃 〃	〃
渡瀬	俊盛	〃一九・三・八	二三	〃 〃	〃
成政	茂	〃10・六・七	二六	〃 〃	〃
唐仁	原豊	〃10・一一・二七	二二	〃 兵長	南京病院
重信	貞雄	〃一九・九・一六	二三	〃 〃	中国中部
山下	信男	〃10・五・一〇	二三	〃 伍長	フィリピン
岩城	忠義	〃10・三・二五	二二	〃 〃	〃
青木	功	〃10・五・一	二三	〃 〃	〃
塚田	敬一	〃10・九・二六	二九	〃 上等兵	中国湖南省
油田	吉雄	〃一九・一二・二	二〇	〃 軍属	フィリピン
山下	勇	〃10・三・二二	二五	〃 一等兵	〃
油田昳次郎		〃一九・八・六	二二	〃 上等兵	中国
蔵元	時義	〃二一・三・一四	二二	〃 〃	〃

用皆	一	昭10・11・11	二〇	陸軍上等兵	タイ
塚田	秀吉	〃10・六・一四	二六	海軍水兵長	沖縄
白坂	弘	〃10・六・一四	二四	〃 主計長	〃
帖佐	兼光	〃10・六・一四	三	〃 二曹	〃
花木	重雄	〃10・二・二四	二六	陸軍伍長	ビルマ
青山	栄蔵	〃10・二・10	三	〃 〃	中支
西	栄二	〃九・七・二	三	〃 〃	西部ニューギニア
花木	財二	〃九・七・八	三	海軍一等兵曹	サイパン島
池田	兼次	〃10・八・三	三	陸軍兵長	フィリピン
川窪	春香	〃10・三・八	三	〃 伍長	中国広西省
福満	操	〃10・一・三〇	二七	〃 〃	硫黄島
木佐貫備太		〃九・二・二	三	〃 〃	フィリピン
迫間	末吉	〃10・四・二	三	〃 兵長	〃
二階堂行徳		〃10・七・二	不明	〃 〃	中国広西省
宮原	三善	〃10・六・三〇	二四	〃 〃	沖縄
木場伊佐夫		〃10・六・10	三	〃 曹長	フィリピン
八重山義雄		〃10・六・二三	二六	〃 伍長	沖縄
成政	利男	〃10・七・10	三	〃 兵長	フィリピン
池田	実	〃二・10・六	二六	〃 〃	朝鮮
久保山政夫		〃10・八・二七	二六	〃 〃	フィリピン
上村	三好	昭10・六・二〇	三三	陸軍兵長	フィリピン
池田	一美	〃九・二・一七	三三	〃 〃	東シナ海
山下	進	〃九・四・一七	三〇	〃 軍属	ニューギニア
宮園	清次	〃10・七・一	二六	〃 兵長	フィリピン
池田	義穂	〃二・一・二六	三	〃 〃	中国湖北省
山下	勇	〃10・三・二三	二五	〃 〃	フィリピン
福本	実	〃10・二・二六	二六	〃 〃	〃
落水田義夫		〃二・九・二一	三	〃 伍長	朝鮮
安藤己之助		〃10・六・五	二九	〃 〃	フィリピン
原口	武夫	〃二・六・二九	三	〃 兵長	ソ連イルクーツク
板山	政義	〃九・10・10	三	不明	タイ
山住	盛	〃二・一・一六	二五	不明	ソ連

上中津川・高千穂

氏名		戦没年月日	年齢	階級	戦没場所
通山	利己	昭一七・三・10	三	海軍二等水兵	ニューギニア沖
竹下	安彦	〃一八・二・七	二〇	陸軍一等兵	熊本陸軍病院
松尾	武男	〃一八・三・二七	三	〃 兵長	ソロモン群島
川路	藤義	〃一八・一・二〇	三	〃 伍長	西南太平洋
立山	光次	〃一八・三・三	三	〃 軍属	ニューギニア

吉田	新蔵	昭一九・三・二五	三九	海軍兵曹長	南洋群島方面
萩原	茂二	〃一九・七・七	三四	陸軍一等兵	鹿児島陸軍病院
飯田	安義	〃一九・一〇・二〇	二六	〃　兵長	中国南部
黒木	重治	〃二〇・一・二	二八	海軍一等兵曹	南シナ海
野元	吉助	〃二〇・三・一七	三〇	陸軍兵長	硫黄島方面
塩川	茂	〃二〇・三・一七	二九	〃　上等兵	〃
桑木	栄	〃二〇・三・二六	二六	海軍水兵長	蘭印方面
野元	敬一	〃二〇・一・一〇	二五	〃上等水兵	沖縄方面
海江田清次		〃二〇・三・一九	三	〃　〃	東海方面
飯田	重彦	〃二〇・二・八	二八	〃　兵曹長	ソロモン群島
厚地	金蔵	〃一〇・一・二六	二七	陸軍伍長	〃
永山	仁八	〃二〇・八・二二	三	〃　〃	フィリピン
萩原	重彦	〃二〇・七・八	三	〃　〃	沖縄
下原	金蔵	〃一九・一〇・二三	三	〃　兵長	ソロモン群島
下原	実義	〃一九・三・五	三	〃　〃	〃
板越	光雄	〃二〇・三・一一	二〇	海軍軍属	朝鮮海峡
本村	元治	〃二〇・七・四	二六	陸軍兵長	南支広西省
荒瀬	達	〃一九・一一・二一	三	〃　上等兵	西部ニューギニア
通山	利男	〃二〇・五・三一	三	海軍軍属	沖縄
通山	幸徳	〃二〇・五・三一	二四	〃　〃	〃

山内	整三	昭二〇・二・三	二六	陸軍兵長	フィリピン
吉田	行雄	〃二〇・六・九	二一	〃　〃	〃
大当	一夫	〃二〇・五・三	二三	〃　伍長	〃
梶原	義光	〃二〇・五・八	二三	〃　〃	〃
永田	実	〃一九・一〇・二九	二五	〃　〃	〃
湯原	喬	〃二〇・四・一九	二三	〃　上等兵	〃
青山	利盛	〃二〇・七・一	二八	〃　兵長	〃
羽田	藤義	〃二〇・七・五	二六	〃　曹長	〃
池田	仲一	〃二〇・三・一六	二三	〃　兵長	〃
森	瑞穂	〃二〇・二・一〇	二五	〃　〃	〃
武田	義一	〃二一・一〇・一四	二三	〃　〃	ソ連チタ収容所
立山	新助	〃二〇・四・九	二六	海軍上等機関兵	朝鮮西岸方面
石原	武美	〃一九・一一・二五	二七	陸軍伍長	フィリピン
山下	茂男	〃二〇・七・一五	二四	〃　〃	〃